

令和2年第1回千葉市議会定例会会議録（第3号）

令和2年2月27日（木）午前10時開議

○議事日程

- 日程第1 会議録署名人選任の件
- 日程第2 議案第1号 令和元年度千葉市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第2号 令和元年度千葉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第3号 令和元年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 令和元年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 令和元年度千葉市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 令和元年度千葉市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第7号 令和2年度千葉市一般会計予算
- 議案第8号 令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第9号 令和2年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 議案第10号 令和2年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第11号 令和2年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第12号 令和2年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 議案第13号 令和2年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第14号 令和2年度千葉市競輪事業特別会計予算
- 議案第15号 令和2年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第16号 令和2年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第17号 令和2年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 議案第18号 令和2年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 議案第19号 令和2年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第20号 令和2年度千葉市学校給食事業特別会計予算
- 議案第21号 令和2年度千葉市公債管理特別会計予算
- 議案第22号 令和2年度千葉市病院事業会計予算
- 議案第23号 令和2年度千葉市下水道事業会計予算
- 議案第24号 令和2年度千葉市水道事業会計予算
- 議案第25号 法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第26号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第27号 千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

- 議案第29号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第30号 千葉県食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止について
議案第31号 心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第32号 千葉県消防関係手数料条例の一部改正について
議案第33号 千葉県立病院看護師等修学資金貸与条例の一部改正について
議案第34号 千葉県指定特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について
議案第35号 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について
議案第36号 千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正について
議案第37号 千葉県証明等手数料条例の一部改正について
議案第38号 千葉県地方卸売市場業務条例の全部改正について
議案第39号 千葉県保育所設置管理条例の一部改正について
議案第40号 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第41号 千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第42号 千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第43号 千葉県心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について
議案第44号 千葉県建築関係手数料条例の一部改正について
議案第45号 土地の処分について（旧千葉県高洲市民プールの跡地）
議案第46号 財産の処分について（千葉県乳牛育成牧場の建物）
議案第47号 指定管理者の指定について（昭和の森）
議案第48号 包括外部監査契約について
議案第49号 議決事件の一部変更について（千葉県新庁舎整備工事に係る工事請負契約）
議案第50号 市道路線の認定及び廃止について
発議第1号 千葉県営住宅条例の一部改正について

○出席議員

1 番	桜井秀夫君	2 番	青山雅紀君
3 番	伊藤隆広君	4 番	渡辺忍君
5 番	鷲見隆仁君	6 番	秋山陽君
7 番	岩井美春君	8 番	小坂さとみ君
9 番	岡田慎君	10 番	安喰初美君
11 番	伊藤康平君	12 番	森山和博君
13 番	櫻井崇君	14 番	蛭田浩文君
15 番	石川弘君	16 番	阿部智君
17 番	岩崎明子君	18 番	松井佳代子君
19 番	亀井琢磨君	20 番	田畑直子君

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

21 番	川 合 隆 史 君	22 番	椛 澤 洋 平 君
23 番	酒 井 伸 二 君	24 番	村 尾 伊 佐 夫 君
25 番	植 草 毅 君	26 番	岩 井 雅 夫 君
27 番	秋 葉 忠 雄 君	28 番	小 松 崎 文 嘉 君
29 番	向 後 保 雄 君	30 番	川 村 博 章 君
31 番	宇 留 間 又 衛 門 君	32 番	麻 生 紀 雄 君
33 番	段 木 和 彦 君	34 番	白 鳥 誠 君
35 番	盛 田 眞 弓 君	36 番	中 村 公 江 君
37 番	近 藤 千 鶴 子 君	38 番	川 岸 俊 洋 君
39 番	小 川 智 之 君	40 番	中 島 賢 治 君
41 番	三 須 和 夫 君	42 番	石 井 茂 隆 君
44 番	茂 手 木 直 忠 君	45 番	米 持 克 彦 君
46 番	石 橋 毅 君	47 番	橋 本 登 君
48 番	三 瓶 輝 枝 君	49 番	福 永 洋 君
50 番	野 本 信 正 君		

○欠席議員

43 番 森 茂 樹 君

○説明員

市 長	熊 谷 俊 人 君	副 市 長	鈴 木 達 也 君
副 市 長	服 部 卓 也 君	病院事業管理者	齋 藤 康 君
総 務 局 長	山 田 啓 志 君	総合政策局長	川 口 真 友 美 君
財 政 局 長	小 池 浩 和 君	市 民 局 長	曾 我 辺 穰 君
保 健 福 祉 局 長	山 元 隆 司 君	こども未来局長	峯 村 政 道 君
環 境 局 長	米 満 実 君	経 済 農 政 局 長	加 瀬 秀 行 君
都 市 局 長	佐 久 間 正 敏 君	建 設 局 長	佐 藤 寿 之 君
消 防 局 長	兼 卷 重 義 君	会 計 管 理 者	小 早 川 雄 司 君
都 市 局 次 長	松 本 真 吾 君	建 設 局 次 長	出 山 利 明 君
病 院 局 次 長	初 芝 勤 君	兼 水 道 局 長	
総 務 部 長	大 野 和 広 君	市 長 公 室 長	折 原 亮 君
教 育 次 長	神 崎 広 史 君	教 育 長	磯 野 和 美 君
人 事 委 員 会 長	香 取 徹 哉 君	選 挙 管 理 委 員 会 長	石 野 隆 史 君
人 事 務 局 長		事 務 局 長	
代 表 監 査 委 員	大 木 正 人 君	農 業 委 員 会 長	松 浦 良 恵 君
		事 務 局 長	

○議会事務局

事 務 局 長	鎌 田 栄 君	次 長	湊 信 幸 君
議 事 課 長	松 本 伸 一 君	議 事 課 長 補 佐	中 嶋 健 君
議 事 班 主 査	木 下 哲 央 君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 議案自第1号至第65号、発議第1号代表質疑、予算審査特別委員会設置、委員会付託

公明党千葉市議会議員団代表 ----- 酒 井 伸 二 君

- 1 市政運営の基本姿勢について
- 2 総務行政について
- 3 市民行政について
- 4 保健福祉行政について
- 5 こども未来行政について
- 6 環境行政について
- 7 経済行政について
- 8 都市行政について
- 9 建設行政について
- 10 消防行政について
- 11 病院行政について
- 12 教育行政について

日本共産党千葉市議会議員団代表 ----- 中 村 公 江 君

- 1 市長の基本姿勢について
- 2 総務行政について
- 3 総合政策行政について
- 4 市民行政について
- 5 保健福祉行政について
- 6 こども未来行政について
- 7 環境行政について
- 8 経済農政について
- 9 都市行政について
- 10 建設行政について
- 11 教育行政について

午後 1 時 0 分 開 議

○議長（岩井雅夫君） これより会議を開きます。
出席議員は48名、会議は成立いたしております。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（岩井雅夫君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。
私より指名いたします。9番・岡田慎議員、10番・安喰初美議員の両議員をお願いいたします。

日程第2 議案自第1号至第50号、発議第1号代表質疑、予算審査特別委員会設置、委員会付託

○議長（岩井雅夫君） 日程第2、議案第1号から第50号まで、及び発議第1号を議題といたします。

代表質問を行います。

公明党千葉市議会議員団代表、23番・酒井伸二議員。

〔23番・酒井伸二君 登壇、拍手〕

○23番（酒井伸二君） 皆様、おはようございます。公明党千葉市議会議員団の酒井伸二でございます。会派を代表して質疑を行います。

猛威を振るう新型コロナウイルス、その感染が急速な拡大へと向かうか、終息できるかの瀬戸際と言われております。日々、変化、変化の連続であります。市政を預かる立場にある行政と議会、一致結束して、この難局を乗り切らなければなりません。早期の終息を願いつつ、微力ながらその一端を担うべく、力を尽くしてまいり所存であることを申し上げ、質疑に入ります。

初めに、市政運営の基本姿勢についてのうち、1点目に、新年度予算編成についてお尋ねいたします。

一つに、策定方針について。

昨年の第4回定例会における我が会派の代表質問に対し、市長はその重点分野、施策について、財政健全化の取組を着実に推進しつつ、社会情勢の見通しなどを踏まえ、施策の選択と集中を行い、限られた財源を必要な分野に効率的に配分していくことが重要である。また、人口減少や少子・超高齢化への対応が喫緊の課題であり、生産年齢人口の維持増加や都市の魅力・活力向上に資する積極的な事業展開とともに、昨年の風水害を踏まえた災害に強いまちづくりが必要であるとの認識を示されました。

その上で、幾つかの具体的な施策に言及されたところでありますが、まずは、改めて、それらの考えを新年度予算案においてどのように具体化されたのか、お聞かせください。

二つに、国の補正・本予算の受け止めと活用について。

昨年は、消費税率引き上げに合わせて、我が党が導入を主張してきた軽減税率がスタートいたしました。また、長年訴えてきた教育の無償化においても、幼児教育の無償化が始まったほか、今春には、私立高校の無償化が実現するなど、大きく前進しております。さらには、新年度税制改正では、党として粘り強く主張してきた未婚のひとり親を寡婦控除の対象に加えることが決まりました。着実な成果を生み出していく政治の安定こそが必要であると実感いたします。

さて一方で、予想を上回る速度で進む少子・高齢化、年々激甚化する自然災害や厳しさを増す安全保障環境など、課題は山積しております。防災、減災、復興や全世代型社会保障の構築、新たな経済成長の基盤強化を前に進めるため、これらが盛り込まれた補正予算、新年度予算案の早期成立こそが最大の経済対策であると考えております。また、本市にあっても、国の施策との連携、予算の活用は積極的に進めるべきであります。

そこで、国の補正・本予算の受け止めと活用について見解をお聞かせください。

2点目に、財政運営についてお尋ねいたします。

一つに、財政健全化への取組について。

本市では、健全化判断比率等の各種指標が着実に改善し、平成29年に脱・財政危機宣言を解除したものの、引き続き健全化の取り組みが必要な状況にあることから、財政健全化プランに基づいた財政運営がなされております。

さて、現在の第3期財政健全化プランについては、平成30年度から令和3年度までを対象期間としたものでありますが、先般、中間見直しの案が公表され、健全化の対策として掲げられていた数値目標を変更する予定と伺っております。

主要債務総額、市債発行額については、昨日の質疑でも触れられておりましたが、市税や公共料金における徴収率については、どのような考え方のもと、どのように変更がなされるのか、伺います。

二つに、民間活力の活用について。

一昨年の代表質疑でも触れましたが、当時法改正された社会福祉法への対応についてであります。

具体的には、地域における公益的な取り組みを実施する責務が規定された点を踏まえ、社会福祉法人による地域公益活動の促進を提起いたしました。全国を見渡しますと、フードバンクを活用した子ども食堂や学習支援、高齢者の買い物等の移動支援などはもとより、近年では高齢者の孤食を防ぎ、社会参加を促すおとな食堂といった取り組みも出てまいりました。限りある財源の中で、行政の手が行き届かない課題解決に資する点が多いだけに、大いに連携を進めるべきであります。

当時の答弁では、本市域においてもさまざまな取り組みが広がりを見せている現状を踏まえ、社会福祉法人が多様で公益的な活動に取り組むよう、地域福祉向上のための方策についても検討していくとありました。社会福祉法人による地域公益活動の促進について、その後の状況とあわせ、見解をお聞かせください。

3点目に、災害に強いまちづくりについてお尋ねいたします。

本市として、令和最初の年は、思いも寄らぬ災害に苦しんだ1年でありました。被災自治体として、徹底した振り返りを行うとともに、教訓とすべき事項を整理し、経験を最大限に生かす取り組みが求められております。

そうした中、新年度予算案では、災害に強いまちづくり・政策パッケージと題し、近年にはない多くの防災・減災関連予算が盛り込まれております。避難施設への蓄電機能の整備やスポットエアコンのモデル設置、土砂災害・冠水等対策の強化、情報収集におけるSNSの活用など、会派として要望してきた事項も多分に含まれており、比較的短期間での政策形成、予算案への具体的反映に取り組まれたことに一定の評価をしております。

そこで、まず、今回策定された政策パッケージについて、改めて、昨年発災した3度の災害をどのように振り返り、どのような考え方のもと策定に至ったのか、また、災害対応の検証についての進捗やポイントとなる取組内容についてお聞かせください。

さて、このたびの政策パッケージについては、どちらかといえば、公助の色合いが強い印象を受けます。今後とも、メニューの充実には私たちも研究を深めてまいりたいと思いますが、真に災害に強いまちづくりのためには、自助、共助の力をどう涵養し、強化していくのかが、やはり最大の課題であります。

例えば、過去に大震災を経験した神戸市では、震災後に、自治会、消防団、事業所、婦人会、

老人会、PTAなどで構成される防災福祉コミュニティー構想を打ち出し、小学校区ごとに設置を働きかけ、市内のほとんどの地域で設立がなされました。主要な避難所の単位と同じ小学校を核に、各団体が横断的なコミュニティーを形成することで、より多くの市民組織が網羅されるのみならず、その目的は名称にも明らかなどおり、防災・福祉にあります。日常が防災意識そのものの上に築かれている典型例と言えます。

本市に置きかえれば、設置が進んだとはいえ、まだまだ認知度すら浅い避難所運営委員会をいかに住民に身近で、かつ日常的な存在に高められるかが重要であります。

また、横浜市では、自助、共助の取り組みを促進するため、よこはま地震防災市民憲章を策定しております。1年にわたる市民検討会を経て策定されたもので、備え、発災直後、避難生活などフェーズ別に、それぞれ5項目ほどの自助、共助を促すわかりやすい行動指針が示されており、地域への浸透に取り組んでおります。効果的な啓発の取組として学ぶべき事例と考えます。

そのほかにも、防災の日常化を進めるヒントとして、フェーズフリーという考え方も出てまいりました。これは、日常時と非常時の2つの時間、フェーズを取り払い、日常時にも非常時にも役立つものがふえる社会を目指すというものであります。

例えば、非常用自家発電装置は、日常的な利用が存在しない典型的な防災用品であります。本市の政策パッケージでも活用予定のプラグインハイブリッド車は、日常時の経済性や環境性に加え、非常時における電源供給機能を兼ね備えており、フェーズフリーの概念に合致しております。また、昨年の記録的大雨の際、死者の半数が車で移動中に被害に遭ったとされておりますが、そうした際に、脱出ハンマーとして利用できるシガーソケットUSBは、代表的なフェーズフリーの商品であります。

こうした個々のサービスや商品の世界だけではなく、行政の施設や施策を通して、社会全体にフェーズフリーの概念を広げていくことも一つであると考えます。

そこで、このような防災の日常化に向けた仕組みづくりや効果的な啓発など、自助、共助の一層の強化に取り組むべきであります。市内での議論、検討の状況とあわせ、市長の見解をお聞かせください。

防災のテーマは最後になりますが、地震、津波、豪雨、台風、火山の噴火など、近年の災害の激甚化、頻発化を目の当たりにし、改めて日本全体が災害多発列島であることを認識させられます。残念ながら自然現象そのものは止められないものの、災害による被害を減らすことはできます。

私たち公明党では、例えば観測情報の精度を上げる、被害を抑制し回避する、また、回復を早くする、そこにこそ政治の使命と責任、役割があるとの立場から、災害のたびに復旧活動を繰り返すといった災害に翻弄されるサイクルを絶つべく、防災・減災への取組を政治の主流、社会の主流に押し上げるべきと考えております。

国民の生命と暮らしを守るため、体制を整え、地域の取り組みを強化し、一人一人の防災意識改革を進める。また、いつでも災害が起こるとの前提に立ったあらゆる社会の仕組みの改革を進めるべきとの主張であります。

本市にあっても、今回の一連の災害で、これまでに約56億円もの補正予算が投入されてまいりました。この事実一つをとってみても、改めて市政における防災・減災施策の重要性を痛感させられます。今回の被災経験を機に、本市にあっても防災の主流化を進め、施策全般の中で

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

のその位置づけ、予算編成のあり方なども、いま一度再考していくべきであります。

そこで、真に災害に強いまちづくりを目指し、今後、防災の主流化を進めることについて、市長の見解をお聞かせください。

4点目に、東京2020オリンピック・パラリンピックと市政についてお尋ねいたします。

本テーマについては、7年前、今後のまちづくりの最大の契機とすべきとの視点から、市議団として政策提言をまとめ、市長に提出をいたしました。以来、幾度となく取り上げてまいりましたが、大会を目前に控え、改めて3つの視点から伺いたいと思います。

一つに、感染症対策と救急体制について。

先月半ばから世界を席卷している新型コロナウイルス、連日繰り返される報道の中で、国内への感染拡大と経済の先行きへの不安が募ります。ウイルスの詳細が明らかにならない中ではありますが、不安に応える適切な体制整備と正確な情報発信を求めるものであります。

さて、先月、観光庁が発表した速報値によれば、昨年日本を訪れた外国人は3,188万2,000人で、過去最多を更新しました。また、この感染拡大が報じられる前の情報であります。民間の試算では、大会期間中は約60万人の外国人が観戦に訪れるとされております。こうした来訪者の増加に伴い、当然ながら、さまざまな感染症の持ち込みが想定されるほか、事故や傷病者の増加、言葉の問題に搬送病院、保険診療など、救急医療体制上の課題も浮上してまいります。

本市は競技会場都市であることから、万全の体制を期すべく、これまでも、その対策強化について議会質問等で取り上げてまいりました。

そこで、改めて、大会に向けた感染症対策と救急体制の充実強化について、本番に向けどのように取り組まれるのか、これまでの取り組みを含め、お聞かせください。

二つに、開催効果の最大化について。

徹底したリスク管理のもと、より多くの来訪者に滞在を楽しんでいただく取り組みはとめてはなりません。中には初めて訪日する旅行者も少なくないはずであり、大会後も訪問地として選ばれる取り組みが求められます。

本市では、政策提言でも触れていたファミトリップやターゲットマーケットへの集中プロモーションにも取り組まれてきたほか、旅館業法上の許可が不要なイベント民泊にも取り組むとも伺っております。

さらには、先月、チバニアンが正式決定し、地質年代に千葉の名が刻まれることとなりました。隣接する市原市が舞台ではありますが、連携はもとより、本市としても大いに活用すべきであります。千葉ならではのおもてなしの心の発信を含め、その取り組みに期待がかかるころであります。改めて大会前後のインバウンドの推進にどのように取り組まれるのか、伺いたいと思います。

効果の最大化について、もう1点、五輪は文化芸術振興の絶好の機会でもあり、かねてより文化プログラムの推進を強く主張してまいりました。そうした中、昨年11月に、本市では千の葉の芸術祭基本計画書を取りまとめられ、その取組の方向性が示されました。

本市としては初となる文化、芸術の大規模イベントであり、期待をするところであります。一方、国では、現在、大会機運の醸成や訪日客の拡大等も見据えつつ、文化芸術の振興を図り、その多様かつ普遍的な魅力を発信するため、全国を舞台に日本博を開催、展開しております。縄文から現代、及び日本人と自然というコンセプトのもと、日本が誇るさまざまな文化を美術展、舞台公演、文化芸術祭等の形で、年間を通じて体系的に展開するというものであります。

昨年末の常任委員会では、千の葉芸術祭の補正予算審議に当たり、会派としてこの日本博との連携を求めたところではありますが、日本博の参画プロジェクトとして認証を取得することにより、認知度も増すと考えます。また、障害者による文化芸術プログラム、その名も東京2020大会・日本博を契機とした障がい者の文化芸術フェスティバルも、今月から始まりました。1年かけて全国7カ所で開催されます。

そのほかにも、美術館や博物館を拠点として位置づけ、文化観光を推進する法案が先日閣議決定されたところでもあります。これら一連の流れにも呼応したいところでもあります。

そこで、2020大会を契機とする文化プログラムについて、これらを含め、効果の最大化に向けてどのように取り組まれるのか、お聞かせください。

三つに、大会後のレガシーについて。

大会を生かし、いかに有益なレガシーを創出するのか、国際オリンピック委員会、I O Cが最も力を入れているテーマの一つであります。

ちなみに、前回大会は五輪特需を呼び、新幹線や地下鉄、首都高速道路などが整備され、レガシーの象徴となりました。それから半世紀余り、今回は成熟国家として迎え、共生、ユニバーサル、持続可能といった社会づくりが追求されております。

先月の報道では、パラリンピックの参加国、地域が過去最多だったロンドン大会の164を上回り、170前後になる見通しであり、かつてない多くの発展途上国や紛争国に共生の意識が広まる祭典になると期待されております。

さて、本市にあっても6年前、会派の質問で、本市としてのレガシー策定を求めて以降、議会でも活発な議論がなされ、市の行動計画にも明記されました。会派としては、とりわけ、パラリンピックに焦点を当て、オリンピック・パラリンピック教育の全市的な実施やパラスポーツの振興などにより、共生社会の実現こそ目指すべき最大のレガシーであると強調してきたところでもあります。

さて、パラスポーツをめぐっては、2020大会を契機に、確かに以前にはなかった関心の広がりはあるものの、競技人口の減少という課題は眼前にあり、施設、人材、支援体制など、パラスポーツを取り巻く環境には、依然として厳しいものがあります。

例えば、多くの人がスポーツをするきっかけとなる学校でのスポーツ活動について、一般の小中高等学校に通う下肢障害のある障害児者の体育環境がないことや、特別支援学校においては、職員不足等により部活動等は行われておりません。また、先日伺った本市のパラスポーツコンシェルジュにおいても、身近な場所で、かつ活動可能な平日の夜間や休日の時間帯といった条件を加味すると、希望どおりのサークル、団体とマッチングすることは、非常に難しいとのことで悪戦苦闘をされておられます。

そのほかにも、本市には定期的な講座や教室、体験会などを専門的に行うプログラムが少ないことや、それに伴い近年資格を取得した障害者スポーツ指導員の活躍の場がないといった声も聞かれるところでもあります。

さて、同様の課題を抱えていた神奈川県では、普及啓発からアスリートの発掘、育成までの、幅広い活動を担う中心的な団体が必要であるとの認識に立ち、2年前から協会設立に向けた検討を開始し、年度内にも発足の予定と伺っております。

4年前に発足した川崎市障害者スポーツ協会を初め、横浜、相模原と、3つの政令市域との連絡会を設け、市域内外を問わず、スケールメリットが生かされる事業展開をしていこうとす

るものであります。

協会組織の設立については、会派として6年前より求めてきたところではありますが、パラスポーツを真に本市のレガシーとしていくためには、神奈川県と同様に、普及啓発からアスリートの発掘、育成まで、初めは小さくとも、幅広い活動を担う中心的な組織が必要であると、今、改めて感じます。裾野の広がりには頂の高さに通じます。地に足のついた地道に裾野を広げていく取組が必要ではないでしょうか。

そこで、県組織との効果的な連携のあり方を模索するとともに、裾野拡大に向けた具体的取組、また、そのための協会組織の設置について検討すべきと考えます。見解をお聞かせください。

5点目に、地方創生とSDGsについてお尋ねいたします。

世界に類を見ない急速な少子・高齢化が進む日本社会の前途には、二つの大きな山が立ちほだかっております。一つは、約560万人に上るとされる団塊の世代全員が75歳以上になる2025年であり、もう一つが高齢者人口のピークとされる2040年ころであります。

私たちの社会をいかに持続可能なものとしていくのか。殊に2040年問題のあらわれ方は、市町村ごとに千差万別と言われるだけに、本市にあっても、今後、本格的な議論が必要であります。現に、政府の地方制度調査会は、昨年秋の答申において、市町村の首長、議会、住民がどのような未来を実現したいのか議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要と訴えております。

また、2040年問題をめぐって指摘されるさまざまな厳しい現実、すなわち、高齢世代のさらなる困窮化や多死社会の本格化、家系消滅などは、高齢化の地域的な偏在、つまり、都市部での高齢者の急増が問題を深刻化させると言われており、本市はまさにその対象であります。

一昨年、総務省の自治体戦略2040構想研究会による報告書が提起されて以来、本市としても、それらを踏まえた先端技術の活用や新たな広域連携、シェアリングエコノミーの推進などに取り組まれていると認識しておりますが、今後はより一層、実現し得る社会を想定するとともに、広くビジョンを共有する形で議論を進めていくべきであります。

さて、こうした社会の変容を踏まえ、国で動き出したいわゆる地方創生も、第一期である2015年からの5年間を経て、新年度からは第2期という新たなステージに入ります。昨年末、政府は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定したところでありますが、東京一極集中の是正という大目標とともに、先端技術による課題解決や関係人口の拡大などが掲げられております。

本市にあっても、中長期の未来を見据えた上での施策展開が必要との考えから、以下伺ってまいります。

まず、2025年、2040年問題に関する現段階での本市の想定、認識を伺うとともに、この第2期地方創生総合戦略をどのように捉え、どのように対応していくお考えか、お聞かせください。

さて、この第2期総合戦略では、新しい時代の流れを力にするとして、都道府県及び市区町村における持続可能な開発目標、SDGsの取組割合を現在の13%から4年後には60%にすること、さらには、その達成に向け先進的な取組を進めるSDGs未来都市を今後5年間で新たに150都市を選定することなど、これまで以上に踏み込んだ目標が掲げられております。

翻って、SDGsとは、環境、経済、社会の統合的解決を目指すことを一つの特徴としております。中でも、社会課題の解決と経済成長の両立を目指すという点において、地域活性化を

主眼に置く地方創生と親和性が高いことから、SDGsを原動力とした地方創生は、政府のアクションプランにおいても、ソサエティ5.0、次世代女性のエンパワーメントと並び3つの柱の1つに位置づけられております。

加えて、昨年末にはSDGs実現のための実施指針を3年ぶりに政府として改訂いたしました。今後4年で、より本格的な行動を加速、拡大するとの方針であります。具体的には、今後注力すべき優先課題として、取組の遅れが指摘されるジェンダーの平等の実現を初め、防災・気候変動対策などが掲げられております。

また、こうした動きは、国だけにとどまりません。自治体によるSDGsの取り組みには、総合戦略への明記、環境基本計画への反映や各種市民向けセミナーの開催などが見られますが、東京都では、先月より、SDGsに沿った活動をした人にポイントを付与する実証事業を始めました。ステークホルダーとして、市民社会に広く啓発、浸透を図る具体の取り組みが広がりつつあります。

さらに、経済界にあっては、生命保険の国内大手が先日、世界銀行が発行する障害者の支援に用途を限った債権に約76億円を投資すると発表しました。これは、環境や社会への投資を基準とするESG投資の一環とされ、民間金融機関による障害者支援向けの投資としては、世界初とされております。企業によるSDGsの取り組みは主流化しつつあり、自治体によるバックアップが求められる段階に来ていると言えます。

もう一つ、このようにSDGsがクローズアップされる要因は、地方創生との親和性のみではありません。第2期のその先、2030年は何よりもSDGsの達成期限であり、地球温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定の目標年次とも重なっております。国連では、本年からの10年を行動の10年と位置づけた上で、国連のグテーレス事務総長は、気候変動問題を指し、私たちの時代を決定づける問題と警鐘を鳴らしております。

我が国にあっては、近年のたび重なる大規模災害を背景に、気候変動の被害国として、その対策における大局的なリーダーシップが求められております。環境行政にとっては、まさに正念場と言えます。

さて、こうした中、本市におけるSDGsについては、一昨年、代表質疑において自治体としてSDGsに取り組む意義を問うとともに、国際都市千葉としてSDGsの視点に基づく各種計画の点検やSDGsをベースとした基本計画を策定するなど、積極的に参画していくべきと訴えたところであります。

当時、市長からは、本市の取組の検証や政策形成に資する、また、多様な主体との連携やパートナーシップの深化も期待できるとした上で、次期基本計画に係る検討の中で、今後のSDGsの活用のあり方について検討していくとの答弁がありました。その後、昨年秋には全庁的な勉強会も企画されるなど、市政における位置づけについて、検討が進められていると認識しております。

しかしながら、本年が行動の10年の1年目に当たることを踏まえ、また、グローバルな連帯のさらなる拡大が叫ばれる今こそ、こうした流れに呼応したスピード感のある対応が必要ではないでしょうか。さらに申し上げれば、本市は何といてもオリパラの競技会場都市であるのみならず、100万人都市という一大ステークホルダーであります。ステークホルダーとして、SDGsをどう捉え、何をしていくのか。本年は、特にその役割の遂行いかんが問われてくるのではないのでしょうか。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

そこで伺いますが、一つに、政令指定都市という一大ステークホルダーとして、SDGsに対するスタンスをより鮮明にするとともに、対外的なメッセージの発信を急ぐべきであります。見解をお聞かせください。

二つに、その具体策として、総合戦略への明記などはもとより、SDGs未来都市へのエントリーなども進めるべきと考えます。あわせて見解をお聞かせください。

次に、総務行政のうち、オープンデータの取り組みについてお尋ねいたします。

政府のIT総合戦略本部が定めたオープンデータ基本指針には、その意義として、一つに、データの活用を通じ多様なサービスを提供し、現代的課題の解決や経済活動の活性化に資すること、二つに、公共データを根拠とした政策立案など、行政の高度化、効率化が図られること、三つに、政策立案等に用いられた公共データの公開を通じ、行政の透明性や信頼性が高まることなどが示されております。

ICTの重要性が加速度的に増す現代社会において、今やオープンデータの活用推進は、行政サービスの重要課題と言えます。これまで党派としても、市民生活の向上に資する有効的活用といった視点を軸に、オープンガバメント推進協議会の公開シンポジウムに参加するなど、その動向を注視してまいりました。

そこで、本市におけるオープンデータの現在の取組状況とともに、今後の方向性についてお聞かせください。

次に、市民行政のうち、電話de詐欺対策についてお尋ねいたします。

近年、おれおれ詐欺と同様の手口で被害者と接触し、キャッシュカード等を封筒に入れさせ、隙を見て別の封筒にすりかえた上で、被害者のキャッシュカードを持ち去るといった特殊詐欺が多発しております。また、法務省や裁判所名をかたり、公的機関と偽り、訴訟最終通告のお知らせといった記載で逼迫感をあおるはがきや封書を送りつけ、金銭をだまし取るという被害も発生しております。

こうした特殊詐欺の手口が年々巧妙化、多様化する中、千葉県警では、5年前に広報用名称を電話de詐欺に決定、本市としても、地域安全課、消費生活センターを中心に、県警との連携のもと、安全・安心メールによる注意喚起や講習会での啓発など、さまざまな取り組みがされていると認識しております。

一方、他自治体では、詐欺被害防止のための迷惑電話防止機器等の設置促進により、実際に被害が減少するなど、一定の抑止効果が上がっているようであります。被害の撲滅に向け一層の創意工夫が必要であり、同様の取り組みを求めます。

そこで、一つに、千葉市の被害の現状について。

二つに、これまでの対策について。

三つに、今後の取組及び迷惑電話防止機器等の設置推進について。

以上3点、見解をお聞かせください。

次に、保健福祉行政について。

初めに、社会福祉協議会と社会福祉事業団の合併についてお尋ねいたします。

一昨年（2021年）の第3回定例会、党派の代表質疑において、社会福祉協議会のあり方については、社会福祉法人としての自覚とともに、経営改善に対する取り組みの評価やコミュニティソーシャルワーカーの増員を要望したところであります。また、社会福祉事業団との合併に向けた課題と検討状況への質問に対しては、市長より、取り組むべき課題は多く、時間を要する場合も想

定されるも、一つ一つ課題に対し両法人の理解を深めながら進めていくとの答弁でありました。

そして、ここにきて、昨年12月に両法人の合併が認可され、本年4月に社会福祉法人千葉市社会福祉協議会と新たな法人になると伺いました。両法人の合併が市民生活の向上に資することを願い、伺います。

一つに、以前要望した社会福祉協議会の課題については、どのような取組がなされたのか。合併に至るこれまでの経緯とあわせ、お聞かせください。

二つに、十分とは言いがたい2名増員のコミュニティソーシャルワーカーの役割について改めて確認するとともに、本市の地域福祉の推進に向け、合併後の社会福祉協議会が担う役割をどのように計画されているのか、お答えください。

続いて、不妊症・不育症対策についてお尋ねいたします。

私たち公明党として、不妊症の対策強化に取り組む中、2004年から不妊治療に関する助成事業が開始され、その治療における経済的負担の軽減が図られてまいりました。本市にあっても、我が会派の提案に応え、同年に不妊専門相談センターを設置、治療費助成も始まりしました。また、国の制度改正に合わせ、初回助成限度額が引き上げられるとともに、2016年度からは、男性不妊症への治療費助成も開始されたところでもあります。さらに、不育症対策についても、これまで、会派の質問等で、若いうちの検査や治療の大切さを周知する体制づくり及び治療費に対する助成制度の創設等を求めてまいりました。

そうした中、新年度予算案では、特定不妊治療における治療継続を後押しするため、2回目以降の助成額が拡充されるほか、不妊専門相談センターの充実や新たに不育症対策についての予算が計上されるなど、大いに評価するところであります。

そこで、一つに、それぞれの事業の取組に至った検討経緯について。

二つに、新たな不妊症対策、不育症対策の効果と対象者を含めた市民への周知方法についてお聞かせください。

次に、こども未来行政について。

初めに、援護が必要な子供への支援についてお尋ねいたします。

会派として、これまで、児童虐待防止対策の強化を訴え、児童相談所の機能拡充、専門職員の増置や一時保護所の環境の再整備等、さらには、里親制度の周知及び充実を求めてきたところでもあります。その結果、児童相談所に嘱託弁護士や警察OBが配置されたほか、法基準に基づく人員体制の強化、さらには、一時保護所の環境の再整備に取り組まれており、大いに評価するところであります。一方、国では、児童福祉法等改正法が成立し、来年度予算案には、児童相談所への医師や弁護士の配置、児童相談所間の情報共有システムの構築などが計上されております。

こうした流れを受け、本市における援護が必要な子供へのさらなる支援が強化されることを願い、以下、伺います。

一つに、これまでの取り組みを踏まえた今後の児童相談所の体制強化について、どのような視点でどのように取り組まれるのか。

二つに、一時保護所や里親制度など、援護が必要な子供への支援にどのように取り組まれるのか。

以上2点、お聞かせください。

続いて、保育の質の向上についてお尋ねいたします。

私たち公明党では、昨年11月から12月にかけて幼児教育、保育の無償化に関する実態調査を全国で実施してまいりました。国会議員、地方議員約3,000名が幼児教育、保育の現場で、事業所や利用者の皆様に対して聞き取り調査を行ってまいりました。

結果の一端を紹介しますと、まず、利用者の約9割の方が今回の無償化を評価されておられました。そして、利用者の方にとって、今後取り組んでほしい政策で、最も多かったのが保育の質の向上への取組でありました。一方、事業者の方に保育の質の向上のために何が必要かを尋ねたところ、処遇改善、スキルアップ、配置改善の順で回答が得られたところでもあります。

そこで、まず、本市では保育の質の向上を目指す上で、この処遇改善、スキルアップ、配置改善にどのように取り組んでいくお考えか、お聞かせください。

続いて、それらの前提となる保育施設の経営の安定化について、多くの事業者から期待する施策として、人材の育成、確保への支援と事務負担の軽減が上位に挙げられました。これらの課題に、本市としてどのように取り組んでいくのか、あわせて見解をお聞かせください。

次に、環境行政のうち、喫煙所の設置についてお尋ねいたします。

本市では、先進的な取組として評価されている受動喫煙防止条例がこの4月から施行されることになっております。市を挙げて、市民の健康に資する取組を進めようとしているときに、環境局より、喫煙所設置に向けた事業について説明を伺いました。設置の理由として、依然として路上喫煙、ポイ捨てなどの多数の違反行為者が存在するため、その対策と周辺環境の配慮からとのことでした。

環境局としては、喫煙者は互いに副流煙を吸いながら相互の受動喫煙もやむなしとして事業を実施することを決断されたのでしょうか。市民の健康づくりのための施策を提案、要望してきた会派としては、理解に苦しむところでもあります。

喫煙所からの退所の際の人の動き、喫煙者の喫煙後の呼気などから、たばこの煙は喫煙所の外へ漏れることとなります。喫煙所の設置によって受動喫煙への機会が増えることとなりますが、条例との整合性について、本市の考えをお答えください。

また、喫煙者にとっても、多くの受動喫煙を被ることになる喫煙所は、市民の健康を守るとうたった受動喫煙防止条例の趣旨に反すると考えます。本市の取り組みの姿勢について、大いに疑問が残ります。見解を伺います。

次に、経済行政のうち、就職氷河期世代の就労支援についてお尋ねいたします。

私たち公明党では、これまで、年金、雇用、医療、介護、子育て支援の各分野で、誰もが安心して暮らせる全世代型社会保障の構築に向け、政府に提言を行ってまいりました。その一つに、バブル崩壊後の就職難だった就職氷河期世代への支援があります。

国の調査では、2018年時点でアルバイトなどの非正規社員が約371万人とされ、他の世代と比べて給与に差が生じているほか、昇給がないなどの指摘があると伺っております。こうした就労環境が改善しない実情を受けて、政府では経済財政運営と改革の基本方針2019を策定。今後3年間で正規雇用者を30万人ふやす目標が掲げられたところでもあります。

さて、本市にあっても、こうした国の流れに沿う形で、新年度予算案に氷河期世代への支援が計上されておりますが、本市の実態をどのように捉え、事業を展開されようとしているのか。また、国においては、地域ごとの先進的な取り組みに助成する新たな交付金を創設すると伺っております。本市の取り組みについてお聞かせください。

また、ひきこもり地域支援センターや自立相談支援機関など、福祉部局との連携も必要と考

えます。これからの取組について、あわせてお聞かせください。

次に、都市行政のうち、稲毛海浜公園についてお尋ねいたします。

7年前の代表質疑で、海辺の活用、グランドデザイン策定を提唱。4年前に策定されたそのグランドデザインをもとに、新たな魅力の創出としてリニューアル工事が進められてまいりました。昨年はいなげの浜の養浜工事が完了し、白い砂浜へと改修されました。そのほか、グランピングや稲毛記念館をリノベーションした宿泊施設、温浴施設、さらには、会派としてその必要性について説明を求めてきた海辺へ伸びるウッドデッキなども計画されております。

そこで、新年度までに主要な施設を完成させる予定と伺っておりますが、現在の進捗状況を伺うとともに、ウッドデッキに関しては、その投資効果をどのように評価し、取り組まれるのか、見解をお聞かせください。

さて、民間航空の発祥の地として、日本初の民間飛行場がつくられた稲毛海岸は、多くの飛行家たちが育成され、活躍された場所であります。平成30年3月をもって、稲毛民間航空記念館は閉館いたしました。鳳号復元機などはそのまま保存活用する予定であると伺っております。

そこで伺いますが、本市の歴史的偉業を基本財産として後世に伝え残すことは重要であります。これまで、歴史的価値をどのように評価され、航空記念館を運営されてきたのか、お聞かせください。

また、展示物の活用も含め、どのように後世に伝え残されようかと計画しているのか、あわせて伺います。

次に、建設行政について。

初めに、未就学児の移動経路における安全対策についてお尋ねいたします。

近年、幼い子供たちが犠牲になる痛ましい交通事故が頻発しており、国からは園児等の移動経路における交通安全の確保についてや未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について等の通知が出されております。

昨年、第3回定例会の我が会派の代表質疑では、本市においてはこうした国からの通知を受け、保育所、認定こども園などの施設が抽出した危険箇所を各施設や交通管理者等と合同点検を実施し、10月までに安全対策案を国に報告する。また、移動経路における安全対策の早期着手に向け取り組むとの考えが明らかにされたところであります。

そこで、これまでの取組と新年度に予定する対策箇所や安全対策の具体的な内容、実施時期等について伺います。

また、昨年11月、内閣府及び厚生労働省より、保育所等が行う散歩などの園外活動の安全を確保するため、小学校におけるスクールゾーンに準ずるキッズ・ゾーンの設定推進の依頼が寄せられており、既に幾つかの都市においては、先進的に整備が進められております。

本市においても、キッズ・ゾーンの整備を進めるべきと考えますが、あわせて見解を伺います。

続いて、自転車対策についてお尋ねいたします。

環境への負荷が少なく、健康増進などにも寄与する自転車ではありますが、一方で、自転車と歩行者の痛ましい事故が後を絶ちません。事故後に重い後遺症が残ってしまうといったケースがあるほか、昨年ある都市で起こった事故では、高校生が運転する無灯火の自転車が歩道上で主婦に衝突し、死亡させるといったものであります。そして、こうした事故の多くで、自転

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

車運転者に対し、多額の賠償命令が出されております。

これらを踏まえ、会派として、自転車と歩行者の事故における相手当事者の救済を図るべく、自転車保険の加入促進を求めてまいりました。一昨年のがが会派の質問に対しては、自転車保険への加入を促進するため、早期に損害保険会社等と連携して取り組んでいく旨の答弁が示されました。

そこで伺いますが、一つに、自転車保険加入促進に向けたこれまでの取組状況と効果について。二つに、平成29年に施行された千葉市自転車を活用したまちづくり条例では、保険の加入は努力義務となっておりますが、さらなる強化が必要であり義務化を図るべきと考えます。

以上2点、見解をお聞かせください。

次に、消防行政のうち、消防ヘリコプターの安全運航についてお尋ねいたします。

消防ヘリコプターは、緊急時における消火、救急や情報収集等の活動を実施し、大規模災害時には、その高速性や機動性から警察や自衛隊等、実働機関のヘリコプターとともに、より広域的な活動の任務も担っており、市民の安全・安心を守るために必要不可欠なものであります。

さて、そうした活動に当たり、中でもヘリコプターが空中停止し、ホバリングした状態で行う消火や救助活動には、操縦士の高度な操縦及び救助の技術が必要と伺っております。

さて、我が会派として、平成29年の長野県、翌30年の群馬県での消防防災ヘリの墜落事故を受け、事故防止に向けた操縦士2人体制の導入を提言してきたところではありますが、改めて、消防ヘリコプターの運航におけるさらなる安全性向上への取組強化を求めるものであります。

そこで、一つに、消防ヘリコプターの安全運航確保に関する取組について。

二つに、消防ヘリコプターの操縦士の2人体制の確保について。

三つに、消防ヘリコプターの操縦士の養成、訓練について。

以上3点、その取組、見解をお聞かせください。

次に、病院行政のうち、市立病院のあり方についてお尋ねいたします。

昨年8月に、病院事業のあり方検討委員会から出された答申を受けて、新病院の基本構想の検討等が進められてまいりましたが、今議会冒頭に、市長より、海浜病院の老朽化に対応するため、海浜病院にかわる新病院を整備することが示されたところであり、一方、市民に対する市立病院に関する市民アンケートも、昨年11月に住民基本台帳から無作為に抽出した満18歳以上の市民3,500人を対象に実施され、1,408人より回答を得られたと伺っております。

そこで、市民アンケートをもとに、何点かお尋ねいたします。

まず、今回のアンケート調査の目的及びアンケートより得られた市民の声、意見をどのように生かしていくのか、伺います。

次に、アンケート結果の概要を伺うとともに、市立病院に期待する医療サービスとしては、24時間対応の救急医療との声が圧倒的に多いものの、新病院への救急医療の集約については、青葉病院のあり方を含め、危惧したとおり、花見川区と稲毛区では賛否の回答割合が拮抗したのに対し、その他の区では否定的な回答が上回っております。

新病院の機能についてどのように考えておられるのか、伺います。

また、青葉病院の規模、機能の見直しについても、緑区とほかの区によって意見が異なっております。青葉病院のあり方については、今後どのように検討を進めるのか、お聞かせください。

最後に、教育行政のうち、学校における困難事案への対応についてお尋ねいたします。

昨今の学校が抱えるいじめ、虐待などの問題や不登校の課題に対し、より専門的な知見に基づく対応能力が必要であることから、我が会派としても、各種専門家を学校に配置することを求めてまいりました。その点、本市においてスクールカウンセラーが全小中学校に配置されたことやスクールソーシャルワーカーの配置拡充がなされてきたことは、高く評価するものであります。

一方で、現場からはさらなる拡充を求める声があるなど、困難事案が多発し、今後もふえていく中、専門家へのニーズの高さが伺えます。加えて、それら心や家庭の問題への専門的対応だけでなく、一昨年第3回定例会の会派の質問で初めて提案し、以来配置を求めてきたスクールロイヤーのように、困難事案に対する法的な知見に基づく判断の必要性はますます高まっているものと考えられます。

このたびの新年度予算案では、これらスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充、スクールロイヤーの導入が示されておりますが、これらの取組を含め、学校における困難事案への対応について今後どのように取り組まれるのか、お聞かせください。

以上で1回目の質疑を終わります。御答弁よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。熊谷市長。

〔市長 熊谷俊人君 登壇〕

○市長（熊谷俊人君） ただいま、公明党千葉市議会議員団を代表されまして、酒井伸二議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

初めに、新年度予算編成についてお答えをいたします。

まず、予算案への具体化についてですが、今後さらに顕在化してくる少子・高齢化の進展などに伴う課題に対応するため、将来にわたり誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を構築するとともに、本市の目指す都市像の実現や昨年の台風及び大雨の被害を踏まえた災害に強いまちづくりを目指し、財源を重点配分し、予算編成に取り組んでまいりました。

具体的な施策といたしまして、医療・健康づくりでは、不妊専門相談センターの運営体制を強化するとともに、不妊治療に係る助成額を増額するほか、新たに不育症に係る検査費の助成を実施し、不妊、不育症支援の充実を図ってまいります。

子育て支援では、母子健康包括支援センターの運営体制を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、要保護児童への支援として、児童相談所や児童養護施設の機能強化を図ってまいります。

また、教育の分野では、専門性の高い指導を行う小学校の専科教員の配置を充実するとともに、中学校における部活動指導員やスクールサポートスタッフを増員するなど、教員の負担軽減及び児童生徒と向き合う時間の確保に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ってまいります。

高齢者施策では、生活支援コーディネーターの配置を拡充するとともに、在宅医療・介護連携の要となる訪問看護ステーションへの支援を推進するなど、地域包括ケアシステムの構築、強化を進め、障害者支援では、発達障害者支援センターの相談員を増員するなど、支援体制を強化してまいります。

そして、昨年に発生した台風、大雨による被害を踏まえ、再生可能エネルギー等設備の設置促進や地域防災無線の更新のほか、急傾斜地崩壊対策や雨水対策重点地区における下水道管渠の布設を実施するなど、電力、通信の強靱化や土砂冠水対策の強化などの観点から、災害に強

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

いモデル都市の構築に取り組んでまいります。

以上のように、新年度予算では、必要な分野への重点的な財源配分を実現できたものと考えておりますが、今後とも本市が未来に向けて、魅力と躍動感にあふれ、住んでみたい、訪れてみたいまちとしてさらに発展していくよう、中長期的な展望に立った施策展開に努めてまいります。

次に、国の予算の受け止めと活用についてですが、国においては、約3年ぶりとなる新たな経済対策として、昨年12月に安心と成長の未来を拓く総合経済対策を閣議決定し、災害からの復旧、復興、海外経済の下振れリスクへの対応、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた未来への投資の3つの柱に基づき、民需主導の持続的な経済成長の実現に取り組むこととしております。

この総合経済対策を切れ目なく推進するため、いわゆる15カ月予算の考え方のもと、総合経済対策の実行経費を計上した令和元年度補正予算が編成されるとともに、令和2年度当初予算においても、経済対策に係る臨時、特別の措置が講じられたほか、消費税増収分を活用した社会保障の充実に要する経費が盛り込まれたところであります。

本市におきましても、このような国の動向を踏まえ、市の施策への影響などを分析し、今年度の補正予算及び新年度予算において必要な対応に努めたところであります。

具体的には、補正予算では、台風、大雨で被災した社会福祉施設の復旧を助成するとともに、浸水被害の軽減のため、JR蘇我駅東口周辺及び都川周辺に雨水貯留槽を新たに設置するほか、入居者の安全確保のために、社会福祉施設における非常用自家発電設備の整備を助成するなど、防災・減災対策に取り組んでまいります。

また、台風被害以外の分野でも、市民の安全・安心を確保するため、未就学児の移動経路に係る交通安全対策や通学路のカラー化、自転車走行環境の整備に取り組んでまいります。

さらに、新年度予算では、消費税率引き上げに伴う社会保障の充実にして、幼児教育、保育の無償化や保育士の処遇改善、低所得高齢者の介護保険料の負担軽減などを実施してまいります。

このほか、国庫補助金を活用して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置体制を拡充するなど、教育環境の一層の充実に図るほか、民間活力を導入した内陸部の観光拠点の整備などで積極的な取り組みを図ったところであります。

今後も、国の動向を十分把握し、本市予算に的確に反映することで、市民生活のさらなる向上が図れるよう努めてまいります。

次に、財政運営についてお答えをいたします。

まず、第3期財政健全化プランの中間見直しにおける徴収率の数値目標の変更内容についてですが、第3期プランでは、市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料、下水道使用料の6料金について、数値目標を定めて徴収率の向上に取り組んでおりますが、そのうち3料金について、これまでの取組の成果が当初の想定を上回ったことから、さらなる徴収の強化を図り、目標徴収率を引き上げることといたしました。

国民健康保険料については、第3期国保アクションプランに基づき徴収強化に努めた結果、昨年度の徴収率が今年度の目安を上回り、今後も当初目標を上回る徴収率が見込まれることから、目標徴収率を78.9%から79.8%に0.9ポイント引き上げることといたします。

介護保険料については、コールセンターによる電話催告、ウェブ口座振替申し込み受け付け

の強化等に努めた結果、昨年度の徴収率が令和3年度における最終目標に到達し、今後も65歳到達者への啓発強化や統一滞納管理システムの活用などにより徴収強化に努めることから、目標徴収率を97.3%から98.1%に0.8ポイント引き上げることといたします。

市営住宅使用料については、滞納初期段階での保証人への催告や明け渡し通告等に努めた結果、昨年度の徴収率が令和3年度における最終目標に到達し、今後も口座振替の促進や徴収嘱託員の臨戸徴収等により徴収強化に努めることから、目標徴収率を89.0%から89.5%に0.5ポイント引き上げることといたします。

次に、社会福祉法人による地域公益活動の促進に関するその後の取組状況についてですが、本市における社会福祉法人による地域公益活動については、現在、単身高齢者や高齢者のみの世帯への安否確認、送迎車両を利用した高齢者向け買い物支援サービス、支援が必要な子供のための学習支援、園庭や保育スペースの地域開放、在園児以外の保護者も対象とした育児相談など、多岐にわたって実施されております。

こうした地域公益活動が地域の多様なニーズに応え幅広く行われるよう、市社会福祉協議会において、事例をまとめて冊子やホームページで紹介するなど広く周知を行ってきているところであり、高齢者向け買い物支援サービスを行っている社会福祉法人は、この2年間で5法人から14法人に増えるなど、着実に活動が広がってきております。

また、社会福祉法人の運営する入所施設の地域開放については、本市における施設選定の際に地域福祉への貢献を評価項目としていることにより、平成29年度以降に選定した特別養護老人ホームの全てにおいて地域交流スペースが整備されることとなっており、その数は、29年度末の21カ所から現在整備中のものを含めると29カ所に拡大してきております。

今後も、市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、引き続き好事例の周知を進めていくほか、地域支援に向けた取組に対して必要に応じて助言等を行うことにより、地域の公益に資する活動がさらに充実するよう支援してまいります。

次に、災害に強いまちづくりについてお答えをいたします。

まず、政策パッケージについて、3度の災害をどのように振り返り、どのような考え方のもとに策定に至ったのかについてですが、台風15号等における災害対応やその問題点や課題について全庁的に振り返りを行うとともに、今後の改善策について検討を行いました。

具体的には、長期間かつ広範囲の停電とそれに伴う通信障害や断水への対策、避難所での対応、さらに土砂災害や広範囲にわたる冠水被害への対応等について検証を行ったところです。この検証結果に基づき、これらの災害対応を今後の教訓として生かしていくとともに、早急に具体的な対策に着手するため、災害に強いまちづくり政策パッケージの策定に至ったところであります。

次に、災害対応の検証の進捗についてですが、昨年11月以降に、災害対応について全庁的な振り返りを行ったところです。振り返りでは、全国的にも例のない長期間かつ広範囲の停電となったため、これに対応した市の計画やマニュアル等が未整備であったことや通信も断たれ、SOSの声すら上げられない方もいたこと、また、避難所運営委員会等の地域団体との連携が不十分であったことや停電により市民への情報伝達にも支障を来したことから、改めて自助、共助のより積極的な取り組みの促進が必要と認識したところであります。

これらを踏まえ、改善策を政策パッケージ及び地域防災計画の修正案へ反映させるとともに、危機管理部門や各所管において災害対応のマニュアルを見直すなどの改善策に着手をしている

ところです。

また、災害対応の振り返りの一環として、市民アンケートなどを実施しており、必要に応じ、地域防災計画の修正案に盛り込むとともに、今後の施策展開に活用してまいります。

次に、ポイントとなる取り組みについてですが、災害対応の検証結果を踏まえ、電力の強靱化を初めとした5つの柱に基づき、民間事業者との連携による避難所への太陽光発電設備、蓄電池の整備や電気自動車等を活用したマッチングネットワークの構築など、先進的な取り組みを行ってまいります。

また、土砂災害や冠水等の対策をより一層強化するほか、行政だけでは賅えないことについては、自助、共助の強化や民間企業等とさまざまな分野で積極的に連携拡大を図り、災害に強いまちづくりの実現を目指し、より一層、防災・減災の取組を推進してまいります。

次に、防災の日常化、効果的な啓発など自助、共助の一層の強化についてですが、これまで、家具類の転倒防止対策や災害情報等を入手する手段の確保、備蓄品の準備などについて、市政だよりや出前講座、市ホームページなどを通じて周知啓発をしてきたほか、自主防災組織、避難所運営委員会の活動に対する支援や防災リーダーの養成を行ってまいりましたが、昨年の台風災害等を経験したことにより、自助、共助を強化することの重要性を改めて認識したところです。

自助の強化については、地域の災害リスクについて理解していただくことを目的に、千葉県宅地建物取引業協会千葉支部と協定を締結し、不動産取引の際にハザードマップの内容を情報提供していただく取組を開始するとともに、停電時に電気自動車等を電源として活用するための一般住宅用充給電設備V2Hや事業用蓄電池等に対する助成を新設するほか、集合住宅において非常用給水栓を設置する際の助成を新たに開始することとしておりますが、引き続き、防災の日常化の考え方を取り入れながら、市民や事業者による自助の取り組みを後押しするための施策の強化や効果的な啓発に努めてまいります。

また、共助の強化については、昨年の風水害で、地域住民への十分な情報伝達や避難所の円滑な開設、運営において課題があったことから、自主防災組織や避難所運営委員会などに一斉にメールを配信する体制を構築するなど、情報伝達の改善を図るとともに、町内自治会集会所を自主的な避難所として活用することも検討してまいりたいと考えております。今後も、これらにとどまらず、自助、共助のより一層の強化に向け取り組んでまいります。

次に、真に災害に強いまちづくりを目指し、今後防災の主流化を進めることについてですが、近年、大規模な災害が相次いで発生している状況を踏まえ、次なる大規模災害への備えとして、防災の主流化という観点は大変有意義であると考えております。東日本大震災以降、国においては、防災・減災対策の重要性を再認識し、災害に対して強さとしなやかさを持った社会の構築を目指してきたところです。

本市におきましても、平成30年3月に千葉県国土強靱化地域計画を策定し、ソフト・ハード対策を組み合わせた防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を図るため、市民、事業者等との連携強化等により、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な都市を目指してまいりました。

今後は、災害に強いモデル都市の実現に向け、市政のあらゆる分野を防災の観点から捉え、必要な資源を防災へと割り当てるといった防災の主流化を念頭におきながら、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックと市政についてお答えをいたします。

まず、感染症対策と救急体制の充実強化への取組についてですが、感染症対策については、多くの訪日客が訪れるオリンピック・パラリンピックの開催を契機に感染症が流行する可能性は否定できないと考えております。これまでも、ワクチンで予防できる感染症について、予防接種を受けることを勧奨してきたほか、世界的に流行が見られる麻しんについて、昨年12月から予防接種を1回も接種していない市民にワクチンを無料で接種できる制度を開始したところ です。

大会期間中は、感染症発生動向を迅速かつ的確に把握するため、サーベイランス機能の強化を図り、国、県と情報連携を密にし、必要な対応を図ってまいります。

なお、現在、国内で感染が確認されている新型コロナウイルス感染症については、市内の医療機関と連携した医療体制の整備や市民向けの相談窓口の設置などの対応を図ってまいりましたが、今後も、国、県と連携し、適切に対応してまいります。

救急体制の充実強化については、国において、訪日外国人が受診した場合は、全額自費診療となることや診療費の支払い方法など、あらかじめ説明すべき事項などを含めた外国人患者の受け入れのための医療機関向けマニュアルを作成しており、本市からも関係機関等に対し周知を図っております。

また、市医師会、薬剤師会では、4カ国語に対応した問診票やお薬説明シートなどの多言語診療ツールを作成し会員へ配布をしており、外国人患者への対応が円滑に行えるよう取組を進めております。

救急搬送については、オリンピック・パラリンピックを迎えるに当たり、テロ災害発生時における警察など関係機関と連携した訓練や救急隊員教育を実施したほか、開催期間中には、市内における通常の救急出動体制を維持しつつ、会場専用として救急車を別に配置するなど、市民サービスを低下させることなく、救急搬送体制の確保に努めてまいります。

現在、本市の医療機関においては、救急搬送された外国人を適切に受け入れていただいておりますが、大会期間中においても円滑に対応できるよう、今後、複数の外国語に対応した電話などによる遠隔での医療通訳サービスを導入し、多言語のコミュニケーションを支援するなど、外国人救急患者の受け入れ体制の強化を図ってまいります。

次に、大会前後のインバウンドの推進にどのように取り組むのかについてですが、本市では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会こそ、世界の皆様に本市を知り、楽しんでもいただける絶好の機会であると認識をしております。行政と観光協会を初めとする民間事業者が一体となって、戦略的にインバウンド施策を推進し、市内各所での滞在機会の創出と消費の拡大、さらには本市の認知度向上と大会後の再度の訪問へとつなげていく必要があるものと考えております。

具体的には、本市がターゲットとしている台湾とマレーシアから記者を招待し、旅行者向け冊子やウェブサイトにも本市の魅力についてPRする記事を掲載していただくなどの情報発信や、本市滞在を快適に過ごしていただけるよう、既存の観光案内所に多言語対応タブレット端末を備えつけるなどの充実を図っております。

また、本年5月には、海浜幕張駅前の商業施設内にインバウンド専用の臨時的観光案内所を設置し、日本らしさを感じられる千葉城及び千の葉芸術祭の会場となる千葉市美術館などのある中心市街地や果物狩りを楽しめる観光農園、自然豊かな大規模公園などが数多く点在するグ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

リーニア等周遊していただく有料のツアーガイド事業を実施いたします。

ここでは、市内はもとより、世界的に有名となったチバニアンなど、近隣他都市の訴求力ある資源を取り込んだ観光案内も行ってまいります。

さらに、大会期間中は、競技会場周辺で近隣施設などの案内を行う都市ボランティアとも連携し、初めて本市を訪れた外国の方でも迷わずに行動できるよう、交通や宿泊施設などについての相談要望に対応するほか、外国人向け観光ボランティアを活用し、無料で町歩きガイドを行うなど、きめ細かな対応を図ってまいります。

なお、これらのさまざまな事業を通して得られた外国人観光客に関する多くの知見をレガシーとして本市の観光の担い手とも共有し、大会後の海外プロモーションや受け入れ環境整備に生かしてまいります。

次に、文化プログラムの効果の最大化に向けた取組についてですが、本市で開催する千の葉の芸術祭は、本市の自然や歴史に根差した固有の文化力と技術の進展によって生まれた新しい文化力を国内外に広く発信し、市民の皆様が本市の魅力を再認識するとともに、文化芸術活動をより日常的な活動へと広げる取組の機会を創出することを趣旨として開催するものであります。

一方、国で開催する日本博は、文化プログラムの中核的事業として、日本人と自然を総合テーマに、美術・文化財、舞台芸術、メディア芸術、生活文化、文芸、音楽などの各分野にわたり、縄文から現代まで続く日本の美を国内外に広く発信するものであり、本市芸術祭における開催趣旨と合致をするものであります。このため、本市の文化を発信する絶好の機会となることから、本年1月に日本博参画プロジェクトの認証を受けたところであります。

これに伴い、日本が誇るさまざまな文化を四季折々、年間を通じて体系的に展開する中の一つの事業として発信されることにより、さらに効果的な広報が行えるほか、東京2020大会後におけるインバウンドの拡充などに資する取組としての効果も期待されるところであります。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が認証する東京2020公認文化オリンピックアードとして、例年実施している障害のある人もない人も一緒になって表現するチバリアフリーアートプロジェクトを開催予定であり、共生社会の実現に向けた取組に資するなどの効果があるほか、東京2020応援文化オリンピックアードとして、千葉県美術館において、本年7月に国内外の浮世絵の名品を集めた、ジャポニスムー世界を魅了した浮世絵展を開催予定であり、イベントそのものの注目度がさらに高まるものと考えております。

さらに、千葉都市モノレールの車両を浮世絵でラッピングするなど、東京2020大会期間中に本市を訪れる国内外の多くの方々にとって、国における文化観光の動向を踏まえつつ、興味関心を喚起する広報を行うことにより、千葉県美術館を本市の魅力ある観光資源の一つとして捉えていただき、多くの方々に訪れていただくことで、大いに本市の魅力を感じていただけるよう努めてまいります。

次に、障害者スポーツの県組織との効果的な連携の模索、裾野拡大に向けた具体的な取組、協会組織の設置についてですが、本市の障害者スポーツをより一層発展させていくためには、県内で活動している組織、団体、指導者、支援者と連携するとともに、競技団体の育成、選手の掘り起こし、強化対象選手の選定及び支援などに関する情報を共有するなど、個々の課題や御要望に対応できる仕組みを広域的につくる必要があると認識しております。

このような中、昨年4月に新組織として設立した公益財団法人千葉県スポーツ協会の専門委

員会として、障害者スポーツ委員会を設置したところであり、また、7月には、市ハーモニープラザ内に、障害者一人一人に応じたスポーツの紹介やサークル活動とのマッチングを行うちばしパラスポーツコンシェルジュを開設し、より多くの障害者がスポーツ活動に参加できるよう、環境整備を進めております。

現状としましては、スポーツ協会は、発足間もないことから、新たな事業の企画や実施に至っておらず、また、コンシェルジュでは、多くの御相談が寄せられているものの、相談者それぞれのニーズの受皿になるサークルや団体などマッチング先が足りない状況にあることから、健常者と障害者がともにスポーツを楽しめる団体の情報の収集や新たなサークルの立ち上げを含めた団体の育成、支援、マッチングを一元的に実施する体制の構築が必要と考えております。

そこで、情報共有と課題解決を図るため、今後、千葉市スポーツ協会、千葉県障害者スポーツ協会及びちばしパラスポーツコンシェルジュとの定期的な協議の場を設け、そこでの議論を踏まえた各種事業を3者連携のもと展開するとともに、その事業成果を十分検証し、より効果的な推進手法や組織のあり方について検討してまいります。

次に、2025年、2040年問題に関する本市の想定、認識についてですが、2025年、2040年問題として示される急速な少子・高齢化の進展と生産年齢人口の減少などに伴い、労働者の減少と購買力の低下による経済の低迷や外国人人口の増加、自治環境保全、防災など、多方面における担い手不足による地域活力の低下、医療・福祉関係経費の増加などが想定されます。

このような地域社会の維持と行政サービスの提供が困難な状況に立ち向かい、本市が100年後の将来においても持続性を持って発展できるよう、長期展望に立ちつつ、今できることから対策に取り組むことが重要であると考えております。

そのため、喫緊の対応としては、企業立地やスタートアップ促進など、産業拠点としての機能の確保、観光機能の強化による交流人口の拡大、外国にルーツを持つ市民の生活支援などの取り組みを進めてまいります。

また、長期的な対応としては、AI、IoTなど、先端技術を活用した課題の解決、地域と連携した全世代における健康づくり、女性や高齢者、障害のある方など、多様な主体の力の活用の促進、公共私役割分担や連携の最適化、圏域としての広域連携の強化などに一層取り組んでいく必要があると認識しており、こうした部分も含め、次期基本計画策定の中でしっかりと検討してまいります。

次に、国の第二期地方創生総合戦略への対応についてですが、当該戦略は、東京一極集中の是正など、第一期の基本的視点を継承しつつ、政策体系を見直し、多様な人材の活躍を推進する、新しい時代の流れを力にするという横断的な目標が追加されるなど、第一期の成果と課題を踏まえながら社会の変化を反映した内容であると認識をしており、これら新たな視点も含め、本市としても的確に対応していく必要があると考えております。

こうした部分も踏まえつつ、現在の千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づく施策の一層の推進を図るべく、オリンピック・パラリンピックを契機としたボランティア文化の醸成や共生社会の実現に向けた取り組み、生涯活躍の推進や就職氷河期世代の就労支援、スマートシティの推進などに取り組むとともに、本市戦略が来年度末に終期を迎えることから、国の戦略の内容も踏まえつつ、来年度、改訂を行う予定としております。

次に、SDGsに対するスタンスをより鮮明にするともに、対外的なメッセージの発信を急ぐべきではないかについてですが、SDGsについては、これまで次期基本計画でどのように

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

位置づけるかを検討してまいりました。本年開催される東京2020大会の開催都市として、また、昨年の台風、大雨で気候変動リスクの高まりと市民生活を支えるインフラ、エネルギーのレジリエンスの大切さを身をもって体験した都市として、SDGsが目指す誰一人取り残さない、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の重要性を再認識したところであります。

改めて、歴史にも照らし考えてみますと、本市には、我が国を代表する縄文遺跡である加曽利貝塚があり、そこでは2000年もの間、人々が集落を築き続けておりました。ここにSDGsが目指す都市、社会の持続可能性の点で大いに示唆するものがあるのではないかと考えております。

現代社会に住む我々よりも、よほど自然に左右されながらも、同じ場所を利用し続けられたのは、自然とともに生きる文化を育み、生活を営み、持続可能な社会を築いてきた証左であります。

現代に生きる私たちは、現在のSDGsにもつながるようなその精神性を加曽利貝塚の象徴としながら、未来に引き継いでいくべき役割を有していると感じるところであり、本市としてもSDGsの実現に寄与するべく、これまで以上に持続可能な社会の構築に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、具体策として総合戦略への明記などはもとより、SDGs未来都市へのエントリーなども進めるべきではないかについてですが、これまで、次期基本計画策定に向けた講習会開催や本市が昨年7月に入会した地方創生SDGs官民連携プラットフォームが発信する情報の提供などにより、職員のSDGsに関する理解促進を図ってまいりました。

経済、社会、環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むSDGsは、全ての行政分野、全ての部局が関係するものです。国の第2期戦略で、地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくりが新たに掲げられたことを踏まえ、本市総合戦略の改訂にあわせ、SDGs未来都市へのエントリーも視野に入れつつ、新たな取り組みを全庁的に検討してまいります。

次に、喫煙所の設置についてお答えをいたします。

まず、受動喫煙防止条例との整合性についてですが、受動喫煙防止条例は、受動喫煙を未然に防止し、市民の健康増進を図ることを目的としており、本年4月の施行によって屋内喫煙の規制が厳しくなり、その結果、喫煙を止められず、路上で喫煙する人が増加することが考えられ、そうした意味から路上喫煙、ポイ捨て防止へ向けた一層の対策が必要になると思われます。

そのため、路上喫煙等の取り締まり地区内に喫煙所を設置し、喫煙場所を限定することで、路上喫煙やポイ捨ての防止を図り、その結果、屋外での分煙化が進めば、通行人に対する受動喫煙への影響が減少すると考えております。

なお、喫煙所利用者への受動喫煙の可能性もあることは認識しておりますが、現段階では、路上喫煙、ポイ捨て防止対策や受動喫煙対策としてやむを得ないものと考えております。

最後に、喫煙所は受動喫煙防止条例の趣旨に反すると考えるがとのことですが、喫煙所の設置は、喫煙所利用者や通行人への受動喫煙が生じる可能性があり、千葉県受動喫煙防止条例の目的である市民の健康増進の観点からは望ましいこととは言えませんが、路上喫煙者が一定程度いる現状において、路上喫煙、ポイ捨て防止対策だけでなく、受動喫煙防止にもつながるのではと考えており、応急的な措置として実施をするものです。

たばこから市民の安全を確保するとともに、たばこによる健康被害が生じることがないように、喫煙所の設置場所については、通行人の動線に影響が少ない候補地の選定や受動喫煙の防止を

考慮した設備、構造を採用することとしております。

また、喫煙所内に受動喫煙防止のポスターを掲示し、喫煙所利用者に対して、千葉市受動喫煙防止条例の趣旨を周知するなど、健康増進に向けた啓発を行ってまいります。

私としては、喫煙所の必要のない社会をつくっていくことが大きな方向性だと考えており、喫煙所設置後、喫煙所の利用実態や過料件数及び路上喫煙率などの状況を見ながら、廃止を含めた喫煙所のあり方について検討してまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、病院事業管理者並びに教育長から答弁をいたします。

○議長（岩井雅夫君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木達也君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、オープンデータの取り組みについてお答えします。

まず、現状の取組状況についてですが、昨年10月に国土交通省が推進している歩行者移動支援サービスの普及に向けた取組の一環として、海浜幕張駅周辺を対象にバリアフリー情報の収集イベントを開催いたしました。収集した情報につきましては、車椅子での外出を支援するアプリ等での利用が可能となるよう、今年度末までにオープンデータとして公開する予定であります。

また、平成25年度に福岡市等と設立したオープンガバメント推進協議会における取り組みとして、本年1月に開催された公開シンポジウムでは、オープンデータの分析等をもとに町の魅力を競い合うシビックパワーバトルを実施し、参加自治体の高校生がオープンデータの活用を体験する機会を創出しております。

次に、今後の方向性についてですが、本市のオープンデータ推進の基本的な考え方といたしましては、市が保有する情報を市民や事業者に広く公開することにより、公共データの2次利用を促し、市民生活の利便性の向上や新産業の創出等を推進することを目指しております。

この基本的な考え方を平成26年度に指針として定め、市が保有する情報を積極的にオープンデータとして公開しているところですが、データ公開件数の増加と比較して、活用事例の増加が年間数件にとどまっていることから、利用者のニーズに合ったデータを公開していくことが肝要と考えております。

引き続き、既に普及が進んでいるアプリケーション事業者との連携や地域課題の解決に取り組む民間団体等との意見交換などを行うことで、よりニーズに即したデータ公開に向けた検討を進め、市民生活の利便性の向上等につながるよう取り組んでまいります。

次に、電話de詐欺対策についてお答えします。

まず、本市の被害の現状についてですが、千葉県警察によりますと、市内の電話de詐欺の被害は、昨年1年間の暫定値で、金額は約3億9,000万円、件数は240件であり、前年と比べまして、金額では約3,300万円減少しているものの、件数では24件の増加となっており、依然として深刻な状況であると認識しております。

次に、これまでの対策についてですが、電話de詐欺の被害防止のため、市ホームページにおける注意喚起に加え、高齢者向け講演会や講座を継続して実施しており、その中で、留守番電話機能付きの電話機をお持ちの方は、在宅時であっても常に留守番電話に設定して、犯人と直接話すことがないように呼びかけております。

さらに、昨年9月には九都県市一斉の振り込め詐欺撲滅キャンペーンの一環として、詐欺の

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

手口や日ごろからできる対策などについて、市政だよりに特集記事を掲載したほか、千葉県警察ほか関係団体と連携して街頭でチラシや啓発品を配布するなど、周知啓発を図っております。

次に、今後の取り組み及び迷惑電話防止機器等の設置推進についてですが、今後の取り組みにつきましては、電話de詐欺は次から次へと新しい手口が生まれ、年々複雑化、巧妙化していることから、それらに対応するため、常に情報収集をしつつ、キャンペーンや講演会等を通じて必要な情報の提供や啓発に努めてまいります。

また、迷惑電話防止機器等の設置推進についてですが、これらの機器は、通話録音、着信拒否のほか、電話着信時に警告メッセージを発する等、さまざまな機能を有しており、電話de詐欺だけでなく、悪質商法の被害防止などにも一定の効果があるものと考えております。

来年度は、令和3年度から始まる地域防犯計画の策定を予定していることから、他都市の事例を参考にしながら、迷惑電話防止機器等の設置を促進するための支援策を計画に盛り込みたいと考えております。

次に、社会福祉協議会と社会福祉事業団の合併についてお答えします。

まず、社会福祉協議会の課題に対する取組と合併に至るこれまでの経緯についてですが、市社会福祉協議会は、第4期千葉市地域福祉計画において、市と両輪となって地域福祉を推進するものとして位置づけ、本市の地域福祉活動の推進における中心的な役割を担っております。

また、近年、少子・超高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加など社会状況が変化し、福祉ニーズが複雑多様化するとともに、家族や地域で支え合う機能が弱まってきている状況にあり、その役割はこれまで以上に重要なものとなっております。

その一方で、市社会福祉協議会は、自主事業の拡大などによる財政健全化、子育てや障害者に係る事業や他の社会福祉法人との連携強化、職員の年齢構成の偏在化など、さまざまな課題を抱えており、これまで本市としても、その運営を補助するほか、コミュニティソーシャルワーク機能の強化や成年後見事業の拡充など、支援を行ってまいりましたが、その基盤強化には、いまだ多くの課題が残されていると認識しております。

市社会福祉協議会が将来にわたって地域福祉の中心的役割を担うためには、早急にさらなる基盤強化を図る必要があることから、介護福祉や障害福祉の福祉施設サービスに強みがあり、専門職を多く抱える市社会福祉事業団と合併し、その施設や専門職のスキルを活用するなど、相乗効果を得ることで、これらの課題の解決を進めることといたしましたものであります。

平成29年10月、本市は両法人に対し合併に向けた検討を要請し、市社会福祉協議会では30年1月に法人合併調査室を設置し、新法人が果たすべき役割、機能を両法人の職員で構成する合同ワーキンググループで検討、協議を進めてまいりました。

昨年4月には、両法人で合併協議会を設置し、給与水準の統一化、組織の再編等に関し具体的な協議を重ねた後、両法人の理事会、評議員会で、合併コンセプトを含めた合併契約書が承認され、12月、本市が両法人の合併を認可したところであります。

今後、登記申請など所定の手続を進め、本年4月1日両法人は合併し、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会が新法人として設立されることとなります。

次に、コミュニティソーシャルワーカーの役割と、地域福祉の推進における合併後の社会福祉協議会が担う役割についてですが、コミュニティソーシャルワーカーは、民生委員等から受けた相談やみずから積極的に地域に出向くアウトリーチにより、制度の狭間にあり支援が必要な人や複合的、分野横断的な生活課題を抱える人に対し個別支援を進めるほか、その個別支援

を通じて地域の現状を把握し、課題を整理して、地域団体間の関係づくりを支援するなどの地域支援を行います。

市社会福祉協議会では、各区にコミュニティソーシャルワーカーを1人ずつ計6人配置し、ごみ屋敷や地域から孤立した独居高齢者への対応など、地域における複雑で困難な課題に対し、地域住民や関係団体と協力し解決を図っているところであります。

合併後は、市社会福祉協議会が本市の地域福祉の推進において担う役割は、両法人の合併コンセプトで示されたコミュニティソーシャルワーク機能であると考えております。その機能を十分に果たすためには、コミュニティソーシャルワーカーの増員と資質の向上が課題となります。

このため、来年度はコミュニティソーシャルワーカー2名を増員し、個別支援ニーズの高い区域等での活動を強化するとともに、引き続き外部講師等による研修を行い、資質の向上に取り組んでまいります。また、各区事務所2人体制に向け、段階的にコミュニティソーシャルワーカーを増員し、さらなる地域福祉の推進を目指すこととしております。

さらに、この合併コンセプトを実現するために、合併後の市社会福祉協議会では、これまで両法人が行ってきた事業に加え、チームアプローチによる包括的相談支援体制の構築、運用など、新たに四つの中核事業に取り組むこととしております。

具体的には、現在の市社会福祉事業団の施設などを活用した総合相談の実施、専門職と連携したチームアプローチ、いきいきサロン等における個別支援ニーズの把握、専門職の出張相談窓口の設置など、両法人の持つ資源と強みを生かした新たな事業展開を立案していくこととしております。

本市といたしましても、両法人の合併による相乗効果が早期に実現され、さらなる地域福祉の推進が図られるよう、合併後の市社会福祉協議会と連携し、その基盤が強化されるよう引き続き支援してまいります。

次に、不妊症・不育症対策についてお答えします。

まず、事業の取り組みに至った検討の経緯についてですが、不妊症、不育症に悩む方への対策の充実については、これまで議会等においてさまざまな御提案、御要望をいただき、他自治体の状況等を調査し検討する旨、答弁をしてきたところであります。

体外受精などの不妊治療は、治療費が高額になるため、国の制度として特定不妊治療費助成を行っており、現行制度では1回目の助成上限額は30万円、2回目以降は15万円となっておりますが、実際の治療費は治療の内容によっては数十万円となり、自己負担額が高額となるケースも多くあります。

治療を行った場合の妊娠する確率は20%から30%と言われており、複数回の治療を受ける方も多い中、経済的理由で治療を断念する方もいると伺っております。

そこで、治療継続を経済面から後押しすることを目的に、本市独自の助成制度を検討し、2回目以降の申請のうち、いずれか1回について、治療内容に応じて、国の制度に加え15万円または10万円を上乗せする助成をすることといたしました。

また、不妊症、不育症に悩む方は、日中に仕事をしている方も多く、相談内容も多様化、高度化していることから、不妊専門相談センターにおいて、夜間帯の面接相談を開始するとともに、助産師による専用ダイヤルを設けることといたしました。

不育症については、さまざまなリスク因子があり、早期に検査を受け、不育症の原因となる

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

リスク因子を特定することが適切な治療及び出産につながるとされております。

しかし、その原因を把握するための検査の中には、保険が適用されず、費用が高額となることもあります。これらに対する国の補助制度は現在ございません。

そこで、不育症を対象とした本市独自の制度として、保険適用外の検査を対象に助成を開始することとしたものであります。

次に、新たな不妊症対策、不育症対策の効果と対象者を含めた市民への周知方法についてですが、効果につきましては、特定不妊治療費助成に本市独自の上乗せをすることにより経済面の負担を軽減し、また、夜間の相談など不妊専門相談センター機能の充実により、不妊症、不育症に関する理解を深め、治療を始めるきっかけや治療の継続につながることができると考えております。

また、周知につきましては、市ホームページや各区保健福祉センター健康課窓口で行うことに加え、実際に検査や治療を実施する医療機関に対しては、治療を受ける方に確実に情報が伝わるよう制度の説明を行うほか、働きながら治療をしている人も多いことから、企業向けの情報誌を活用するなど、広く情報発信にも力を入れていきたいと考えております。

次に、援護が必要な子供への支援についてお答えいたします。

まず、児童相談所の体制をどのような視点で強化するのかについてですが、本市においては、これまでも児童福祉司などの専門職員の確保や県との共催による研修等により職員の資質向上に取り組んでまいりました。

しかし、昨年法の改正により、さらなる体制強化が示された中、児童虐待相談対応件数の多い首都圏においては、専門職員の確保は喫緊の課題となっていることから、今後も配置基準を踏まえた人員体制を整え、増加する児童虐待相談に的確に対応していくため、人材確保や育成を行う施策について検討を進めてまいります。

また、児童虐待通告が急増する中、今年度に初期対応の専従班である虐待対策班を設置し、子供の安全確認や安全確保、保護者介入に的確かつ迅速に当たっており、虐待対応協力員の増員を図ったところであります。さらに、虐待通告等の夜間受付体制を強化するため、夜間電話相談員の増員について検討を進めているところであり、引き続き、体制の強化に努めてまいります。

次に、一時保護や里親制度など、援護が必要な子供への支援についてですが、一時保護所での生活を充実させるため、教員OBによる学習支援のほか、所外活動の実施や余暇活動の充実などに努めるとともに、非常勤の看護師や保育士の増員、研修強化等による資質向上など、人員体制の強化に取り組んでおります。

また、一時保護人数の増加への対応と年齢に則した生活環境の確保のため、引き続き幼児用居室の整備を進めてまいります。さらに、一時保護に当たっては、年齢や状態像などの児童の状況に応じて児童養護施設等に委託する場合がありますが、より適切な環境を確保するため、児童養護施設における一時保護専用施設の整備に関する助成について検討を進めており、今後も整備の促進を図ってまいります。

次に、里親制度推進事業については、昨年度からNPO協働事業の内容を見直し、養育里親候補者のリクルートから委託後支援までの包括的支援を事業内容として進めており、新生児委託についても、出産前の段階から相談を受理し、医療機関とも協力しながら、スムーズに委託につなげるよう取り組みを行っております。

なお、子供と里親の関係調整を十分に行った上で里親委託を行うことができるよう、マッチング期間に要する経費について、国が補助制度を創設したことを踏まえまして、受託する里親の負担軽減につながることから、本市においても今後検討してまいります。

次に、保育の質の向上についてお答えします。

まず、保育の質の向上を目指す取組についてですが、本市においても、保育の質向上は重要な課題であることから、さまざまなアプローチを行う必要があるものと認識しております。

現在、処遇改善については、保育士等の経済的支援のための給与改善事業や宿舍借り上げ支援事業、スキルアップについては、本市が主催する各種研修実施及び関係団体主催の各種研修に対する補助事業、配置改善については、保育園等の1、2歳児について国を上回る基準の設定と補助を行っております。

近年、保育の受け皿確保に向け、新規施設の整備等を進め一定の成果を上げてまいりましたが、一方で、ノウハウの蓄積が少ない開設間もない施設や経験年数の少ない若年層の保育士の割合がふえている等の課題があり、今後は、保育の質向上に対する取り組みを継続して実施するとともに、保育者が働きたい、働き続けたいと思える環境整備に向け、保育者や保育施設等の現状を把握するための実態調査や有識者からの意見聴取等により、さらなる保育の質向上策を検討して、実施してまいります。

次に、人材の育成、確保への支援、事務負担の軽減について、どのように取り組んでいくかについてですが、現在、本市においても、処遇改善、スキルアップ、配置改善に対する取り組みに加え、就学資金貸付事業等による人材育成、確保の支援を行うとともに、民間施設に対するICT化推進補助により事務負担軽減等を進めており、お示しいただいた実態調査の結果と同様に、保育の質の向上の基盤となる人材の育成、確保や、より保育に向き合うための事務負担軽減が重要であると認識しております。

引き続き、関係団体からの問題点のヒアリングや現場の保育者からの声等を通して課題を把握し、より効果的な施策の検討、展開に努めてまいります。

次に、消防ヘリコプターの安全運航についてお答えします。

まず、安全運航確保に関する取り組みについてですが、ここ数年、全国的に発生している消防ヘリコプターの事故を受けまして、消防庁において消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会を設置し、安全運航に対する基本的事項を定め、昨年9月24日付で消防庁長官の勧告として、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準が示されたところであります。

この基準を踏まえまして、運航責任者及び運航安全管理者を初めとした航空消防活動に関する専門的な知見を有する者の位置づけを明確にし、消防ヘリコプターの拠点に配置するなど、本市における航空消防に関する関係規程の改正を行い、安全運航体制の確保を来年度から実施する予定であります。

次に、消防ヘリコプターの操縦士の2人体制の確保についてですが、先ほど申し上げました基準の中で、消防ヘリコプターの安全運航を図る上での重要な方策の一つとして、航空消防活動を行う際には、操縦士2人を乗り組ませるよう定められております。

本市におきましては、平成4年の航空隊発足以来、安全な運航体制を確保するため、2人操縦士体制を全てのフライトで義務づけ運航を行っており、以来28年間、飛行時間にして8,000時間を超える間、無事故運航を継続しているところであります。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

最後に、消防ヘリコプターの操縦士の養成、訓練についてであります。本市においては、事業用操縦士の資格を有する者を消防職員として採用し、本市保有のヘリコプター型式操縦士として養成をしております。また、養成後は、実機による各種操縦訓練を行うほか、実機では危険を伴うこととなる緊急操作訓練や悪天候を想定した訓練については、民間研修機関等へ操縦士を派遣し、飛行訓練装置を用いた訓練を行うなど、操縦技能の維持向上に努めております。

今後も引き続き、熟練した飛行技術の習得に必要な養成システムを国の動向を注視しながら検討してまいります。

なお、これら操縦士の養成に係る内容を検討するため、消防庁が設置いたしました消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム検討会に、本市操縦士1人が参画しているところであります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 服部副市長。

○副市長（服部卓也君） 市長答弁以外の所管についてお答えをいたします。

初めに、就職氷河期世代の就労支援についてお答えします。

まず、本市の実態をどのように捉え事業を展開しようとしているのかについてですが、就職氷河期世代の支援対象は、不安定な就労状態にある方々、長期にわたり働いていない方々及び社会参加に向けた支援を必要とする方々と国は示しております。

まず、本市の実態についてですが、総務省が発表している労働力調査基本集計2018から推定すると、市内の支援対象者は約7,200人となります。これら就職氷河期世代の方々への支援は、非常に重要であると捉えており、本市としては、これまで取り組んできた就労支援の拡充を目指し、国が打ち出したさまざまな支援メニューのうち、職業訓練及び企業とのマッチングに取り組むとともに、これらの方々がかかっている現状を把握し、それぞれの状況に合った施策を展開する必要があるものと考えております。

次に、本市の取り組みについてですが、まずは、不安定な就労状態にある方々のうち、スキルや経験が不足していることが課題となっている方々について、昨年11月に連携協定を締結したポリテクセンターにおいて、能力開発セミナーを開催し、その受講支援を行うことでスキルアップを図り、企業とのマッチングを支援してまいります。また、ふるさとハローワークなどを活用し、ヒアリングやアンケートなどを実施することで、個々の状況に応じた必要な支援についても検討してまいります。

一方、長期にわたり働いていない方々及び社会参加に向けた支援を必要とする方々については、関係する所管が連携して実態の把握と支援施策に取り組む体制を整えるとともに、千葉労働局やハローワークなど、さまざまな団体と連携し、就労の促進を図ってまいります。

次に、福祉部局との連携の取組についてですが、長期にわたり働いていない方々及び社会参加に向けた支援を必要とする方々については、これまでも、保健福祉局を中心にひきこもり地域支援センターなどで支援に取り組んでいるところですが、来年度はひきこもり支援相談員を増員するなど、アウトリーチによる支援の強化を行う予定としております。

その中で、就労可能となった方が柔軟な働き方ができる受け入れ先の確保や就労の継続などに関して課題を抱えていることから、経済農政局が持つ企業とのネットワークを生かし、就労先企業の開拓等について保健福祉局と連携をして取り組んでまいります。

次に、稲毛海浜公園についてお答えをいたします。

まず、リニューアルの現在の進捗状況についてですが、稲毛海浜公園では、都市型ビーチのポテンシャルを生かし、より多くの来園者が集い、にぎわう公園となるよう官民が連携してリニューアル事業に取り組んでおります。

施設整備については、白い砂浜や海へ延びるウッドデッキ、園路や広場、照明灯、トイレなどのインフラ整備を行政投資で、バーベキュー場やグランピング、温浴施設、プールなどにぎわいサービス施設の新設または改修を民間投資により事業を進めているところであります。

進捗状況としては、行政投資分については、砂の流出対策のための海面下に設ける石積み、潜堤3基が昨年5月に完成し、続いて4月より着手したリゾート感を演出する白い砂浜への改修が10月に完了し、供用開始をしております。

また、民間投資分については、新たなバーベキュー施設の整備を本年（後に「昨年」と訂正）7月より進めており、11月には建物が完成し、12月にかけて試験営業を行ったところであり、本年の春、オープンを予定しております。

その他民間施設についても、早期着手に向け、民間事業者が本市と協議を重ねつつ、設計を今進めているところであります。

次に、ウッドデッキに関して、その投資効果をどのように評価し取り組むのかについてですが、海へ延びるウッドデッキは、白い砂浜と一対を成すものであり、千葉市と言えれば全国の誰もが思い浮かべるような本市の海辺を象徴する景観を生み出すものとして、本リニューアル事業の成功の鍵を握る重要な施設であると考えております。

ウッドデッキの整備により、来園者の誰もが気軽に海上を散歩し、海の上から夕日や富士山、長く連なる白い砂浜などを眺めることができるようになります。また、飲食や音楽、ライブパフォーマンスなど、新たな海上での非日常的な体験を楽しむなど、ここでしか出会えない風景、ここでしかできない体験、新しい海辺の過ごし方を市民の皆様にご提供できるようになると考えております。

費用対効果に関しましては、本リニューアル事業は、本市がウッドデッキ整備や砂浜改修などを行い、それを踏まえて民間事業者がにぎわいサービス施設を整備、運営することとなり、民間事業の展開により、公園管理に係る委託料が削減されるほか、新たな民間施設の設置などにより公園使用料収入が増加するため、行政投資を考慮しても、20年間で20億円以上の効果につながるものと考えております。

海へ延びるウッドデッキは、本市の都市アイデンティティの一つである海辺を象徴する施設となることから、引き続き令和3年度の完成を目指し、取り組んでまいります。

次に、航空記念館の歴史的価値をどのように評価し運営してきたのか、また、展示物の活用を含めてどのように後世に伝え残されようかと計画しているのかについてですが、今から100年以上前の明治45年に稲毛海岸の干潟を利用して我が国初の民間飛行場が開設され、飛行士や航空技術者の養成が行われました。本市を舞台に全国から技術者や飛行士が集まり、産業発展の礎となる取組を展開したことは、本市の大切な歴史であると考えております。

このため、旧稲毛民間航空記念館では、当時活躍していた鳳号の復元機や飛行場の模型のほか、現在の飛行機との比較など、飛行場開設当時の様子や現代に至るまでの歴史を学べる展示を行ってまいりました。今後、旧稲毛民間航空記念館は、民間事業者が整備するグランピング施設の受け付け場所及び休憩スペースとして活用することとなりますが、鳳号の復元機等展示

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

物については、可能な限りそのまま保存活用するとともに、民間航空発祥の地としての歴史を後世に伝え、その歴史的価値への理解が広がるよう、民間事業者と連携をしてその普及に取り組んでまいります。

なお、今年度に市内の小学5年生及び6年生を対象とした本市の海辺の歴史等をわかりやすく教える副教材を制作しており、今後もこうした取組などにより、民間航空発祥の歴史も含めた本市の海辺の固有の歴史や魅力を後世に伝えてまいります。

次に、未就学児の移動経路における安全対策についてお答えをいたします。

まず、これまでの取組と新年度に予定する対策箇所や安全対策の具体的な内容、実施時期などについてですが、これまで、保育所などの未就学児が通う179施設が危険と感じる箇所として抽出した480カ所の合同点検を行い、その結果、道路管理者が安全対策を実施する325カ所について、昨年10月末に国へ対策案を報告するとともに、工事発注のための詳細調査など設計を行ってまいりました。

具体的な対策の内容としては、車両の歩道への進入防止などが必要な交差点には、車止めやガードパイプを設置し、通過交通が多く歩道がない道路には、車両の速度抑制やドライバーへの注意喚起のための路面標示及び路肩のカラー化などを実施することとしております。

対策の実施時期につきましては、現在、債務負担行為や国の補正予算を活用した工事発注を進めているところであり、来年度早期に対策を完了させることを目指しております。

なお、本市独自に実施した信号交差点の安全点検につきましては、対策を実施する59カ所のうち、警察と合同点検を実施した7カ所について対策が完了したところであり、残りの交差点についても、来年度早期に完了させることといたしております。

次に、キッズ・ゾーン整備の取り組みに対する見解についてですが、キッズ・ゾーンの設定に当たっては、対象の保育所等の選定や範囲を定めた上で、必要な安全対策の実施を検討する必要があります。キッズ・ゾーンに設ける具体的な安全対策の例として、キッズ・ガードの配置、路面の塗装等による注意喚起、ガードレールの設置、交通規制などが示されており、いずれも有意義なものと考えられることから、各施設、関係部署、交通管理者と連携を図りながら、未就学児が通う約500施設に対して、どのように範囲を設定し、どのように対策を進めていくかなどの課題を検討し、現在進めている未就学児の移動経路の安全対策の効果を検証、整理の上、キッズ・ゾーンの設定、整備に向けて取り組んでまいります。

次に、自転車対策についてお答えをいたします。

まず、自転車保険加入促進に向けたこれまでの取組状況と効果についてですが、本市では、保険加入を促進するため、平成30年12月に損害保険会社など6社と協定を締結し、自転車保険の大切さをPRするキャンペーンや啓発活動に加え、自転車関連イベントに合わせて保険の相談窓口を設けるなどの取組を行ってまいりました。

また、協定を締結している損害保険会社などのデータによりますと、市内の自転車保険加入件数が条例制定前と比較して4割程度増加をしており、一定の効果があったものと考えております。

最後に、自転車保険加入促進のさらなる強化を図るため、保険加入を義務化することについてですが、自転車は、子供から高齢者まで幅広い世代にとって手軽に利用できる乗り物である一方、誰もが加害者になる危険性を有しております。

市内の自転車対歩行者の事故件数は増加傾向にあることや全国では高額な賠償命令が出され

る死亡事故などが発生していることから、より一層、保険加入を促進していく必要があると考えております。

このことから、自転車事故の被害者救済と加害者の経済的負担の軽減を図り、市民の皆様の安全・安心をさらに向上させるため、令和3年度の義務化を目指し、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（齋藤 康君） 市民アンケートについてお答えします。

まず、アンケート調査の目的及びアンケートより得られた市民の声、意見をどのように生かしていくのかについてですが、将来の市立病院のあるべき姿を検討するに当たり、市立病院の役割や機能、体制などに対する市民の意識について、幅広く調査することを目的として実施しました。

市立病院の利用経験の有無やお住まいの地域、世代にかかわらず、多様な方から御回答をいただき、改めて市民の関心の高さと市立病院に対する期待を認識したところであります。

このアンケートの結果を通して、市民のニーズや市立病院に対する意識について一定の傾向が把握できたものと認識しており、今後の基本構想や基本計画などの検討に生かすことで、市民の期待に応える市立病院を目指してまいります。

次に、アンケートの結果の概要についてですが、入院する病院を選択する際に重視する点として、かかりつけ医などの勧めが最も多く、次いで病院の評判がよい、医師や看護師、病院職員の対応がよいが多くありました。また、市立病院に期待する医療サービスとして、24時間対応の救急医療が最も多く、先進・高度医療、複数の疾患をあわせ持つ患者への対応などの高齢者医療、子供の医療や救急医療などが多くありました。

海浜病院の周辺地域に新病院を整備することについては、肯定的な回答をされた方が多かったものの、青葉病院の救急医療を新病院に集約することについては、否定的な回答をされた方が多くありました。

一方で、回復期の医療を提供するという役割に見直すという一つの例を挙げて、青葉病院の規模や機能の見直しについて質問したところ、肯定的な回答をされた方が多くありました。

次に、新病院の機能についてですが、新病院は、市民アンケートの結果なども踏まえ、患者に信頼され、地域の中核的な病院として胎児から高齢者まで切れ目のない医療を提供できる病院を目指すこととしており、今後増加が見込まれる救急搬送患者に対応するため、救急医療体制の強化を図ることも重要と認識しております。

このため、新病院は、総合医の育成や後方連携となる診療科の整備に努め、急性心筋梗塞や脳卒中、呼吸不全、整形外科系疾患などに対応する初期対応体制を構築し、三次救急医療機関や専門医療機関などとの連携により、市内の救急医療体制の強化に貢献できる病院を目指してまいります。

なお、青葉病院については、新病院の開院を見込んでいる令和7年度以降も、当面は救急搬送の受入れに対する需要が見込まれ、救急医療を含め急性期医療を担っていく必要があると考えており、新病院や周辺医療機関と連携、役割分担を行いながら、救急医療体制の強化に努めてまいります。

最後に、青葉病院のあり方についてですが、新病院の開院時点においても、救急医療を初めとした急性期病院としての基本的な機能や精神医療などの政策的医療は維持するものの、産婦

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

人科及び小児科の入院診療については、医師の確保の見込みや患者数の推移などを踏まえ、新病院に集約し、市内全体として診療体制の充実を図る方向で検討しております。

また、新病院の救急医療の強化による影響なども考慮し、市民の需要に合った効率的な病床運用を図るため、青葉病院の有する病床のうち40床程度を新病院に移行することとしております。

今後、青葉病院については、新病院の開院により市民の受療動向や周辺医療機関が提供する医療内容に影響を与える可能性があり、現状のように救急医療に対する需要が大きい場合は急性期機能を維持し、回復期機能や在宅医療に対する連携、支援に対する需要が増加した場合は機能再編を検討するなど、医療圏の需給状況に応じた長期的な視点で検討していく必要もあると認識しております。

機能再編の検討を進めるに当たっては、市民の皆様の御理解を得ながらニーズに的確に対応し、将来にわたって安全・安心な医療を受けられる体制について十分検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 教育長。

○教育長（磯野和美君） 学校における困難事案への対応についてお答えします。

今後どのような取組を進めるのかについてですが、スクールカウンセラーの配置は、児童生徒や保護者が抱える不安や悩みを解消するとともに、教職員に対しての適切な助言により、児童生徒の思いや保護者の願いに寄り添った対応につながっております。相談件数は、この5年間で約1.5倍となっており、来年度は、件数が特に増加している小学校大規模校での配置時間数の増や市立高校への配置拡大を予定しております。

また、スクールソーシャルワーカーの配置は、保健福祉センターや児童相談所等の行政機関と学校とをつなぎ、家庭環境等に起因する事案の解決に効果を上げております。派遣件数はこの5年間で約5倍になっており、事案が多様化していることなどから、来年度は配置時間数の増や増員を予定しております。

さらに、学校において複雑化、長期化する解決困難な事案が増加する中、迅速かつ適切な判断や対応が求められていることから、来年度、スクールロイヤーの導入を予定しております。従来の法律相談に加え、学校がスクールロイヤーに電話や対面で直接相談することにより、法的な評価が求められる困難な事案の円滑な解決を目指します。また、教職員がいじめや虐待等の事案に対して法的な根拠に基づき適切に対応できるよう、弁護士による研修を実施してまいります。

今後も、各種専門家の効果的な活用や配置の工夫により、問題の早期解決を図り、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 服部副市長。

○副市長（服部卓也君） 先ほど、稲毛海浜公園の答弁の中で、新たなバーベキュー施設、「本年の7月より進めており」と答弁いたしましたけれども、正しくは「昨年7月」から進めているということでございますので、訂正とともに改めてお詫びを申し上げます。

○議長（岩井雅夫君） 酒井伸二議員。

○23番（酒井伸二君） ただいまは、市長を初め、両副市長並びに病院管理者、教育長より、丁寧な御答弁をいただきました。大変にありがとうございました。

新年度予算案の詳細な審査につきましては、いただいた御答弁を含め、明日より開催されます予算審査特別委員会分科会でさらに深めてまいりたいと考えますが、幾つかの点について、意見を申し上げておきたいと思います。

まず、順番は前後しますが、喫煙所の設置については、市長より、現段階ではやむを得ないものの、喫煙所の設置場所や構造への配慮、所内への啓発ポスターの掲示などに取り組みられること、さらには、喫煙所の必要のない社会をつくっていくことが大きな方向性と考えており、廃止を含めた喫煙所のあり方について検討していくとの答弁がありました。

現時点の喫煙者も含め、全ての市民の皆様の健康をどこまでも第一義とする千葉市であっていただきたいとの思いでありますので、今後の取組を見守ってまいりたいと思います。

続いて、市政運営の基本姿勢については、予算編成の考え方及び財政運営について触れた後、本市が現在直面する最大の課題として、災害への対応、そして東京オリンピック・パラリンピックについて、さらには未来への布石という視点で地方創生とSDGsについて伺いました。

災害への対応については、災害に強いまちづくりに向け、自助、共助の強化策と防災の主流化について考え方を問いました。特に、あらゆる大規模災害での教訓にも明らかとなり、最終的に被災レベルの大小を決定づけるのは、やはり自助、共助の力であります。また、自助と共助の取り組みを公助が支援するところに防災意識社会は構築されると言われます。

答弁にあった具体策にとどまらず、今後どれだけ重層なものへと進化させていけるのか、防災の主流化とともに、防災、減災を日常的なものとし、自助、共助の精神が文化として根づくような社会を目指していただきたいというふうに思います。

そして、質問では触れませんでした。今年、阪神・淡路大震災から25年です。25年経ても、なお進まぬ課題とされているのが災害弱者対策というふうに言われております。災害対策基本法に基づく災害時避難行動要支援者名簿をめぐっては、一昨年の西日本豪雨においても、犠牲者の8割が名簿に登録されていた自立避難困難者であったそうであり、名簿は策定されていても、個別の避難支援計画づくりが進んでいないことが指摘をされております。高齢化が進み、災害弱者が増加していくことが想定されるだけに、いま一度点検が必要ではないでしょうか。

次に、東京2020大会については、思わぬ感染症の広がりにより、ここにきて観光業全体に影響が広がっております。インバウンドの見通しは難しい展開も予測されますが、だからこそ、徹底したリスク管理のもと、経済界にも広くアンテナをめぐらしながら、賢明な対応をお願いしたいというふうに思います。

また、レガシーとしてのパラスポーツの振興については、協会組織の設置など、現状に対して少々厳しめの要求をさせていただきました。課題の背景には、障害者スポーツにおける政令市移行後の県との連携やすみ分けの問題、さらには、本市側の体制が一本化されていないことなどもあるように思います。パラスポーツの振興は、真に共生社会を目指す上で実に重要な施策であるだけに、あるべき姿、形をまずはしっかりと思い描き、新たな流れをつくる少々大胆な取組が必要であると考えます。御検討をお願いいたします。

最後に、地方創生とSDGs、SDGsについてだけ触れておきたいと思います。

このSDGsについては、答弁の中で本市の縄文の歴史と重ね合わせて、SDGs未来都市のエントリーも視野に入れた持続可能な社会、新たな取組を全庁的に検討していくとのことでありました。また、SDGsにつながるその精神性を未来に引き継いでいくべき役割を有して

いるというふうにもありました。

確かに、日本の基層的文化とされる縄文文化は、世界に誇ることのできるユニークな文化であります。例えば、本市、加曽利貝塚のマスコットキャラクターは、かそりーぬであります。そこに象徴されるように動物を含む自然と実に長きにわたり共生を果たしてきました。また、当時の思考をあらわしているとされる土偶は、その多くが女性をかたどっております。社会として女性を尊厳し、敬っていたその様相は、女性の活躍、ジェンダーの平等の遅れを指摘される国の現状とは対照的であります。

改めて考えるに、加曽利貝塚にオオガハスはもとより、900年前の開府より都市の名前として引き継がれてきた千葉氏、これもしかり、持続可能という点こそがそもそもの本市のアイデンティティーと言えるかもしれません。その視点に立って、未来を思考していくことは大変有意義であると感じた次第であります。

少々気は早いですが、SDGs 未来都市の事業検討に当たっては、そうした発想と本市が取り組む災害に強い都市づくり、近未来技術などと合わせていくことにより、全国のどこにもないモデルともなる事業が提案できるのではないかと考えます。

そして、明年は市制100周年であります。キャッチフレーズは百の歴史を千の未来へであります。百の歴史はもとより、千年、万年の歴史にこそ、私たちが見詰め直すべき興味深いルーツがあること、また、まずは10年先のSDGsの達成なくして、千の未来はあり得ないということ、その双方を踏まえた未来思考の議論が全市的に深められていくことを期待したいと思います。

さまざま申し上げてまいりましたが、多様性、変化、そしてスピードの時代であります。市長、両副市長、そして執行部の皆様におかれましては、それらに対応し得る先見性、そして柔軟性を大切にいただきながら、さらなる市政向上、未来性ある千葉市の発展のために邁進されることを求め、会派を代表しての質疑を終わります。

長時間の御清聴、大変にありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 酒井伸二議員の代表質疑を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 0 時 2 分 休憩

午後 1 時 0 分 開議

○議長（岩井雅夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質疑を続けます。

日本共産党千葉市議会議員団代表、36番・中村公江議員。

[36番・中村公江君 登壇、拍手]

○36番（中村公江君） 日本共産党千葉市議会議員団の中村公江です。会派を代表して代表質疑を行います。

まず初めに、市長の基本姿勢について。

国政と市民生活について伺います。

新年早々、アメリカのトランプ大統領がイランの司令官の殺害を命じ世界中から非難されている中、中東に自衛隊を派遣しました。日本共産党穀田衆院議員は、昨年10月に海上自衛隊の掃海母艦ぶんと掃海艇たかしまがイラン革命防衛隊に追尾され、防衛省の隠蔽をただまし

た。原油も高騰し、ガソリンも値上げし、市民生活に影響を受けています。

中東情勢について、もしも戦争のような事態になれば、日本は大打撃を受けます。国は外交努力をしていくべきと考えますが、市長の見解を求めます。

次に、憲法改正についてです。

安倍政権は、さきの参議院選挙で改憲に賛成する3分の2を割りましたが、みずからの任期の2021年までに改憲に執念を燃やしています。安倍九条改憲NO！全国市民アクションが改憲発議に反対する全国緊急署名に取り組み、平和市長会議に名前を連ねている市長であれば、賛同し、声を上げていくべきではありませんか。

次に、政治不信をめぐる問題についてです。

桜を見る会では、安倍首相の税金の私物化疑惑が深まり、公文書管理法違反、公職選挙法違反、政治資金規正法違反など、違法行為を続け、マルチ商法のジャパンライフも含めて宣伝に使われ、被害者多数となり、法治国家ではあるまじき事態です。徹底的に真相究明を求めていくべきですが、市長の見解をお示しく下さい。

次に、カジノ問題についてです。

カジノをめぐる統合型リゾートIRについて、中国企業から収賄容疑でカジノ担当副大臣の秋元司自民党衆院議員が逮捕され、維新の会の下地衆院議員も100万円中国企業から受領し、自民党などの国会議員5人に中国企業から現金を受け取ったとされています。

千葉市では、昨年12月議会では前向きに検討すると言いながら、議会終了直後に今年度中に検討すると述べていました。それが1月7日に熊谷市長が記者会見で、突然、カジノ誘致見送りを決定しました。市民は、突然の見送りに不信感を抱いています。

1月11日共同通信、千葉日報によれば、熊谷市長も地検特捜部で事情聴取を受けている自民党の白須賀貴樹衆院議員に贈賄容疑が持たれている中国企業500.comの関係者と市長や市の幹部が会っていたことが明らかになりました。

市長がカジノを突然見送りとした、その理由をお示しく下さい。

中国企業500.comと、いつ、どこで誰と誰から要請を受けて何を話したのですか。

中国企業500.comとは、面会しただけなのか、例えば市長のパーティーに参加したことはなかったのか、お示しく下さい。

さきの12月の代表質問では、市への情報提供をした8事業者の名称について回答がありませんでした。8事業者をなぜ公表しないのですか。市民は不信感を持っており、こういう疑惑を持たれている時期だからこそ、明らかにすべきではないですか。

野党の立憲民主党、国民民主党と社民党、共産党などがIR推進整備する2法を廃止するカジノ廃止法案を共同提案しています。人の不幸の上に成り立つカジノは認められませんが、法案についての市長の見解をお示しく下さい。

次に、オスプレイについてです。

木更津駐屯地への陸上自衛隊オスプレイの暫定配備を5年と容認し、森田千葉県知事も市長の決意を尊重すると同意しました。しかし、木更津と習志野の基地を現在も自衛隊機が早朝に低空飛行し、千葉市花見川区の上空を経由して飛び交い、騒音の苦情も多数寄せられています。欠陥機のオスプレイの爆音が頭上を早朝から夜間まで飛び交えば、市民の命と暮らしを脅かします。オスプレイ暫定配備計画の白紙撤回を国、県に求めるべきではありませんか。

次に、自治体戦略2040構想についてです。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

自治体行政で全て行ってきたことをやめて圏域をつくり、都道府縣市町村合併や公共を民間に委ねて、AI、ICTを活用して自治体職員を半分にしようと進めています。

AIを活用して業務の効率化を図ろうとしていますが、福祉の現場などでは、効率化を進めたから人員削減では、住民サービスへの対応が不十分だと懸念の声が寄せられています。職員削減を大前提ではなく、必要な住民サービスを行う職員確保は重要ではないですか。

次に、SDGsについてです。

今、地球環境問題を初め、平和、貧困をなくすことなどSDGsが提唱され、17の目標が掲げられています。

全ての人に健康と福祉をという目標がありますが、千葉市では子供の医療費の自己負担を増やそうとしており、これでは格差が拡大するだけではないのか、伺います。

16番目の平和と公正を全ての人にしてはいますが、そもそもSDGsは平和が大前提であり、核兵器廃絶を掲げていくことが必要と考えますが、見解を求めます。

次に、全世代型社会保障についてです。

安倍政権では、人生100年時代に備え、全世代型社会保障検討会議が開催され、75歳以上の医療費の窓口負担を一定所得以上から1割から2割への倍増、介護では、年金月10万円から12万9,000円の施設入所者の食費負担を月額2万2,000円値上げ、年金はマクロ経済スライドを現在37から38歳の人の年金受給時まで実施し、基礎年金を約3割、7兆円をカットする負担増、給付削減を進めようとしています。

白内障の手術をした高齢女性からは、片目だけで1万4,000円かかったが、2倍になったら3万円近くかかる、2倍の負担は年金生活では厳しいと話されています。

財界の負担を減らし、全世代を切り捨てる社会保障のあり方では、市民の健康、福祉は後退すると思いますが、見解を求めます。

次に、予算編成のあり方についてです。

一般会計4,636億円、前年度比26億円で0.6%増、特別会計4,112億9,300万円、前年度比404億円8.9%減で、合計8,748億9,300万円で、前年度比378億円、4.1%減です。

2020年度予算編成は、市民に本当に必要な事業かが求められます。歳入では、消費税交付金約32億円は、福祉財源として有効活用が求められます。歳出では、子ども医療費2倍化を初め、子育て、福祉カットを行った分、ほかの事業にたちの悪い市民いじめの一方で、大型開発に昨年度より多額の予算措置がされています。

歳入での消費税交付金の有効活用は、福祉財源としてどう活用しますか。

予算の主な事業では、第3次実施計画最終年次の推進、地方創生など千葉市発展に向けた取組、2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた取り組み、市制100周年の取組等、災害に強いまちづくりが掲げられています。

市民と党市議団の要求で、商店街街路灯撤去費補助、保育園整備、子どもルーム拡大、地域包括ケアシステム強化、学校教育の充実、学校への普通教室のエアコン開始、児童虐待の対応、災害に強いまちづくり推進などありますが、長引く景気低迷、消費税10%増税、社会保障改悪で、疲弊する市民生活で、市民の暮らし、福祉応援の姿勢が不足しています。

第一に市民福祉の向上が求められていますが、福祉カットしている問題についてです。

その1は、公共料金値上げについてです。

子どもルーム利用料7、8月以外は、月7,400円から8,500円に、アフタースクール利用料7、

8月以外は2,000円から3,500円に、延長保育料週6日利用の保育料を新設し、3歳未満児1万8,000円から2万1,600円、3歳以上児1万1,400円から1万3,680円、生活保護世帯の下水道使用料の減免措置を段階的に廃止など、子供や弱者への負担増を押しつけています。

市民への負担増となる公共料金値上げを中止すべきです。お答えください。

その2は、たちの悪い福祉カット、市民いじめについてです。

高齢者、障害者の福祉をカットし、その分をほかの福祉に充てることが市民の怒りを買っています。子供の医療費負担増は、学校へのエアコンの電気代や児童相談所などの充実に回す、子どもルームの利用料を値上げし、指導員の賃金を値上げで指導員と保護者の対立をあおり、生活保護世帯の使用料減免廃止分を生活保護世帯の学習支援に充てるなどと、カットした分をほかの福祉に回すことを正当化しています。しかし、これは福祉全体の後退につながるだけです。

このようなたちの悪い福祉カット、市民いじめをやめるべきですが、お答えください。

次に、大型開発についてです。

大型開発については、多額の予算措置を投入しようとしています。

（仮称）千葉公園体育館整備5億4,700万円、（仮称）千葉公園ドーム整備・250競輪、2億7,995万円、中央公園・通町公園連結事業強化、2億510万円、千葉駅東口地区市街地再開発、4億4,100万円、新千葉2・3地区第1種市街地再開発、2億9,000万円、幕張新都心拡大地区新駅設置、2億2,700万円、稲毛海浜公園リニューアル、8億4,590万円、蘇我スポーツ公園の整備、10億円、新庁舎整備、41億1,226万円、総額79億4,821万円です。

厳しい財政と言いながら、大型開発は前年度より約50億円多くの財政措置であり、緊急性の乏しい事業を見直し、教育予算の増額と市民生活、福祉に回すべきですが、お答えください。

次に、予算の主な事業の特徴と問題点です。

感染症対策に全力をについてです。

新型コロナウイルス肺炎感染症は、患者が世界でも急増し、健康、経済など多くの分野に混乱をもたらし、国内の感染者は、26日現在186人、死者も3人となり、深刻さを増しています。

保健所や医療機関で正確な情報発信と提供を行い、検査体制や弱者と言われる方への対応も含めて、感染を拡大させない取組が求められますが、市の取組を伺います。

市民の不安に応え24時間の相談体制の充実と市中感染の疑いのある市民の検査を市で実施が求められていますが、お答えください。

感染者を増やさないために、市でもマスクの確保をし、必要な医療機関、福祉施設などへの提供も行うべきですが、見解を求めます。

次に、災害に強いまちづくりについてです。

昨年の相次ぐ台風や強風被害で、停電や浸水、土砂崩れなど、災害に強いまちづくりが求められています。千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージと称して、電力、通信、土砂災害、冠水対策、災害時の安全・安心の確保、民間企業との連携をうたっています。

今年の台風が来るまでに倒木対策や土砂崩れや道路の決壊、雨水被害の対策などを講じ、予想外の対策もとるべきと思いますが、お答えください。

停電時の対応として、体育館へのスポットエアコンの導入は2校にとどまっています。全校に広げていくことを求めます。お答えください。

感震ブレーカーも、設置の補助が次年度400世帯にとどまっていますが、全面的な普及を進

めるべきではありませんか。

崖地近接等危険住宅移転助成では、危険住宅の除去費用が出ても、新たに住宅購入費用については利子相当額にとどまっており、これでは移転が推進できません。防災・減災の立場で拡充を図るべきではありませんか。

地震が起きた際、家具転倒防止金具の普及など、本格的に取り組まなければ被害を食い止められませんが、検討されたのですか。

次に、公立病院についてです。

厚労省は、公立・公的病院の再編、統合を発表し、全国各地で住民、医療関係者を初め、関係団体が公立病院存続運動を行っており、地域の実情や実態を無視した424病院の再編、統合再検証リストを白紙撤回し、いつでも、どこでも、誰もが必要な医療が受けられるよう地域医療の拡充を求めています。

厚労省は、440の公立・公的病院に再編、統合を進める重点区域の設定を都道府県に募り、厚労省が区域選定し、リストに掲載の有無にかかわらず、全体の総病床数を少なくとも10%以上削減する統廃合、市町村など病院設置者が複数の統廃合や再編、関係者の多さなどから、より困難が予想される検討事例を優先し、区域を選び、国が地域の医療体制のデータ分析や意見調整の場を開き、再編、統合を促し、国費84億円を新たに補助する予算計上をしています。

病床を減らし補助金を与える国の進め方は、住民自治を軽視し、削減ありきの結論を押しつけており、公立・公的病院への再検証要請を撤回し、地域医療拡充を求めるべきですが、お答えください。

市内のジェイコー千葉病院や国立千葉東病院では、既にベッドを削減済みであり、災害時も困難な透析患者の受け入れ、神経難病患者への対応、県リハビリテーションセンターでは、民間でできないリハビリを受け入れ、セーフティーネットの役割を果たしています。市も、こうした病院の必要性を国、県に働きかけるなど、対応すべきです。お答えください。

市立病院の赤字が続くとアンケートで強調しましたが、市民の声をどう受け止めていますか。

千葉市立病院再整備基本構想案の概要が示されましたが、千葉都民として都内も含めた医療機関を利用する方が高齢化し、千葉市の需要が高まることと、千葉市の高齢者の人口のピークは2050年であり、今後の将来推計と受療動向は変化すると思いますが、見解をお示してください。

海浜病院は、幕張総合高校脇に2025年をめどに整備スケジュールが示され、心臓血管外科の再開するようですが、市民の要望に応え、今後も診療科目と救急体制の充実をしていくべきではありませんか。

青葉病院は、引き続き救急医療を担う方針ですが、産婦人科と小児科の入院機能を新病院に集約しようとし、40床ほど移行するとのことですが、地理的に1カ所では通い切れず、集約ではなく、青葉病院でそのまま受け入れるようにしていくべきではありませんか。

次に、武器見本市についてです。

無人機売るなら日本とイスラエル防衛産業界が日本のマーケットに熱い視線を送っており、さきの防衛装備品の見本市であるDSEIジャパンに出展しています。実際にピストルを使って体験コーナーで、実弾ではないものの、射撃をしていました。安保関連法に反対するママの会や幕張メッセでの武器見本市に反対する会では、2万筆を超える署名を集め、開催中止を求めて県に働きかけています。世界の緊迫した情勢のもと、来年の5月開催は、正式決定ではなく、平和都市宣言を掲げ、憲法9条を持つ国、自治体として、県に開催中止を求めるべきです。

お答えください。

次に、総務行政について。

女性の真の活躍についてです。

昨年5月29日、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法などの改定法が施行されました。女性の登用促進のために雇用主に対し、実態把握と数値目標を含む行動計画策定などを求めています。

千葉市では、補佐級以上の女性の登用率は平成31年4月に21.1%で、新年度の数値目標の20%は越えましたが、2025年度の30%を掲げていますが、どういう視点で進めていきますか。女性の局長も含めた登用を進めるべきではありませんか。

千葉市職員の女性登用を本気で進めるのであれば、長時間労働を減らし、男女均等待遇を実現して、人間らしい働き方を保障することが登用後の定着につながりませんか。見解を求めます。

職員待遇についてです。

災害時に、職員の方々は全体の奉仕者として市民の命を守る先頭に立って尽力されましたが、職員削減が市民サービス提供の上で不足していることも否めませんでした。非正規から正規へ切りかえるなど、正規職員の増員を求めますが、お答えください。

総合政策行政について。

市制100周年の取り組みについてです。

2021年1月1日に市制100周年を迎えるに当たり、機運の醸成や市民などがみずから行動する機会につながる取組を実施するとしています。式典だけでなく、千葉市の100年を振り返り、市民が主人公でみずからの町をどう進め、課題に取り組んでいくのか、より主体的な力を引き出すような取組こそ求められていませんか。

次に、オリンピック・パラリンピックについてです。

いよいよ開催する年となりました。千葉市では、オリンピックは、フェンシング、テコンドー、レスリング、パラリンピックは、ゴールボール、シッティングバレーボール、パラテコンドー、車椅子フェンシングが行われます。平和の祭典にふさわしい運営が求められます。

市議会では、2018年12月に、東京2020パラリンピックに向けて共生社会の実現への道と題して、日本パラリンピック委員会副委員長の高橋秀文さんが海外から来た選手の試合を満席でおもてなしすることが目標だと語っていた言葉は強く印象に残り、そのために力を尽くしたいと思っています。

パラリンピックの会場を満員にするため、どのような取組を行ってきましたか。

また、パラリンピックの準備や観戦を通じてどのようなレガシーを残していきたいですか。

受入れに当たり、受動喫煙やLGBTなどの環境整備は整っていますか。受動喫煙対策など、大会前までに飲食店を初め関係機関の周知徹底も必要ですが、どうですか。

選手を初めボランティアのほか、観戦者など多くの方が幕張メッセを訪れるに当たり、酷暑対策や感染症対策のほか、安全確保など緊急措置への十分な配慮と同時に、万全の対策が必要であると考えますが、どうですか。

次に、市民行政について。

ジェンダー平等についてです。

世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数は、2019年153カ国中121位と、過去最低とな

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

りました。特に、政治と経済分野で女性の進出は極めて遅れています。

市長は、この指数について、どう思い、どう進めていこうとしているのですか。

次に、性暴力についてです。

性犯罪をめぐる刑法では、男性も被害者となり、強姦罪は強制性交等罪になり、法定刑の加減も3年から5年となり、監護者による性犯罪を規定し、親告罪の撤廃が掲げられましたが、性交同意年齢は13歳のままで、暴行、脅迫要綱は残っており、不十分です。同意要件を新設すべきです。刑法改正をめぐって性暴力に反対するフラワーデモは、千葉市でも開催されています。国に対して刑法改正を求めるべきですが、お答えください。

ワンストップ支援センターについてです。

議会でも取り上げ、千葉市では、性犯罪被害支援センターちさとに年間100万円計上し、県も補助はしていますが、東京都のように24時間、夜間も2人体制で宿泊しながら支援する活動にはほど遠いものです。いざというときに出動できるようにするには、抜本的な予算の増額が必要であり、国や県に大幅な増額を求めると同時に、千葉市でも増額支援を求めます。お答えください。

次に、ハラスメント防止についてです。

セクシャルハラスメントは、各県の労働局への相談件数は年間7,000件とトップであり、25歳から44歳の女性労働者の28.7%がセクハラを経験しています。自治体でもセクハラ防止の啓発や相談体制の整備周知の措置義務が課されていますが、セクハラでは年間1件から3件、マタハラは2件ないし1件と少ないです。これは、実態に合った相談件数と言えるのか、相談体制もあります。ハラスメント防止できる体制の充実を求めます。お答えください。

次に、LGBT/SOGIも含めた理解促進についてです。

千葉市の同性パートナーシップ制度は、全国各地を励ましています。昨年12月1日、レインボー千葉の会が第5回シンポジウム教育とLGBTを開催しました。MTF、男性から女性に性別意向を望む当事者で、中学生の先生の話聞き、千葉大学附属小の校長の片岡洋子先生から、学校での暴言のうち教師から3割で、男性の性自認、性別違和の男子がいじめを受けやすいと指摘されていました。柏市では、2,000人全ての教職員に3年かけて研修し、市役所全部署の研修、管理職対象に男女共同参画を前提にLGBT/SOGIの研修を進め、性別に関係なく選べる制服の導入をしています。

千葉市でも、研修では、学校現場において階層に応じて全員を対象としている場合もありますが、希望者や昇格者だけ実施しています。柏市のように全ての職員、教職員への研修を求めます。お答えください。

学校での性別に関係ない制服の導入を進めるよう求めます。お答えください。

次に、信号機設置についてです。

今議会では、県に対して信号機設置予算の大幅な増額を求める意見書案を提案しました。県では、信号機の設置が6年前90基、昨年度41基、新年度予算ではわずか22基だと言われています。千葉市内だけでも、我が党の予算要望書でも27基要望しており、余りにも少なく、交通事故も絶えない状況です。

県への働きかけと同時に、市独自でも対策を講じるよう求めます。

次に、保健福祉行政について。

介護保険についてです。

利用料について伺います。

介護サービスの利用料を財政審は原則1割から2割に引き上げようとしています。今でさえ、利用料の限度額まで払えず、払える金額でサービスを利用しており、負担増は中止すべきですが、お答えください。

軽度者保険外しです。

要支援1、2に続いて要介護1、2の生活援助を保険給付から外そうとしており、対象が狭められるため利用が制限されますが、見解を求めます。

次に、負担増についてです。

ケアプラン作成の有料化、介護施設の食費居住費の軽減措置の補足給付の対象の絞り込みなど利用者の負担増を進め、所得格差による健康格差を深刻化させ、要介護状態を悪化させることは、結果として給付費増大を招き、市民も市財政へも打撃を与えることになると思いますが、こうした動向について市の見解を求めます。

介護職員の待遇改善についてです。

介護職員の待遇改善は行われず、介護施設では4倍、ヘルパー事業所では10倍の求人だそうです。外国人頼みでなく、今後さらなる高齢化に向けて緊急課題です。国に待遇改善を求め、市独自の対策を講じるべきではありませんか。

次に、認知症対策についてです。

千葉市では、認知症の学習、研修、そして相談等を行っておりますけれども、渦中にある当事者は、判断能力もない中で相談などできず、家族も含めた周りの方の理解とサポート、家族自身へのケアが必要であり、家族への支援と当事者自身が集まって悩みを打ち明けつつ、自身の残っている機能を生かして、その役割を発揮する場も必要ですが、市の取組を伺います。

国民健康保険についてです。

国民健康保険法では、第1条に国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると掲げています。千葉市では、13万4,018世帯が加入し、2万7,113世帯が滞納していますが、そのうち所得が200万円以下は80.3%を占めています。国保加入世帯の33%が被用者であり、会社での保険に入れず、国保に加入している方が多くなっています。

国保加入者の受診率が下がっているとの指摘もあり、市立病院でも無料低額診療を実施し、お金の心配なく受診できるようにすることが必要です。

また、千葉市では一般会計からの法定外繰り入れも、2019年度予算では7億2,471万7,000円ですが、2018年度は17億1,810万5,000円と比べても下がっています。短期被保険者証世帯は、1万2,206世帯、資格証明書は829世帯あります。横浜市では、払えない人を見た上で、国の法律から正規保険証を発行し、短期や資格証はゼロです。

一般会計からの法定外繰り入れを増額し、保険料の引下げをしていくよう求めます。

安心して受診できるよう、市立病院でも以前から求めていた無料低額診療の実施を求めます。

千葉市でも、受診抑制を招く短期保険証、資格証明書の発行はやめるべきです。

病気、けが、出産時の休業補償として、傷病手当、出産手当を法定給付とすることが求められています。見解を求めます。

次に、子ども未来行政について。

児童虐待問題についてです。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

千葉県では、千葉市を除き、県内6カ所の児相1カ所の管轄人口の平均値は88万人余りで、全国平均の約58万7,000人を大幅に上回り、船橋市と柏市が新設し、県がさらに児相を2カ所増設した場合、1カ所当たりの管轄人口の平均は約53万人まで減少し、全国平均を下回るとの試算を示しました。

千葉市の人口は97万人、県内の児相1カ所の管轄人口をさらに上回っています。昨年の教育未来常任委員会では、大阪市の視察で、児童相談所が2カ所あり、1カ所は、サテライトとしての役割を果たしていました。2カ所とも同様の施設でなくとも、児童相談所の機能について職員の確保をしつつ増設を求めますが、見解を求めます。

次に、保育所整備についてです。

千葉市では、10月1日現在、待機児童は217名です。新年度は、民間保育園等32カ所、738名の整備を行います。量も質も守らなければなりません。

市は、保育の質に対して、1、保育士の配置基準が年齢にふさわしいものか。2、看護師、栄養士、調理師等の専門職の配置。3、職員の労働条件が労働基準法に見合っているか。4、職員の賃金が専門職にふさわしいか。5、施設が子供の育ちにふさわしいかという視点で、千葉市の基準を引き上げるべきではありませんか。

次に、環境行政について。

地球温暖化対策についてです。

昨年12月開催の国連気候変動枠組条約第25回締約国会議C O P 25を受け、日本政府が温室効果ガス削減目標を引き上げ、石炭火力発電をやめる世論が高まっています。世界各国が温室効果ガス削減目標を達成しても約3度上昇が予想され、日本の台風被害も地球温暖化の影響を受けている指摘もあります。安倍首相は、石炭火力発電所を推進する姿勢に固執しています。

二酸化炭素を出し続ける石炭火力は千葉市にも要らないと、きっぱり表明すべきです。お答えください。

さきの12月議会では、地球温暖化対策が必要だと答弁しながら、実効性ある対策が予算化されていません。本気で行うつもりがないのですか。

次に、粉じんについてです。

2月3日に、都市計画審議会において蘇我地区の開発問題を質問しましたが、市は、環境問題は担当がいないと答弁を避けました。この地域では、J F Eがあり、我が党は粉じん問題を一貫して取り上げてきました。蘇我石炭火力発電所計画を考える会から昨年12月23日に、千葉市環境審議会環境保全推進計画部会大気環境保全専門委員会から市長あてに、臨海部における粉じん対策について提言が提出されました。寒川小、アリオ蘇我、フェスティバルウォーク、千葉職業能力開発短期大学校、都公園、蘇我保育所が製鉄工場の影響を受けていることが示されていました。

提言をどう受けとめるのか、J F Eが発生源になった根拠をお示してください。

解析結果から対策を講じることが指摘されており、降下ばいじんの環境目標値は45年変わっておらず、見直しが言われていますが、どう見直しますか。

次に、経済農政について。

中小企業支援策についてです。

消費税の増税、地域では商店が閉店し、シャッター街がさらに増えています。新型肺炎の影響もあり、10月から12月の国内総生産のG D P速報値は、年率換算で6.3%の減で、5四半期

ぶりのマイナス成長です。ポイント還元など、高齢者を初め、カードを持たない庶民にはほとんど恩恵がなく、事業者負担も重く、必ずしも負担軽減にはつながっていません。

かねてより求めています。経済効果にもつながる高崎市での高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金は、店舗の改装や店舗で使用する備品の購入など、最大100万円で2分の1を助成し、2回まで受けることができ、町の中の経済活性化につながって、後継者が確保されています。

千葉市でも高崎市のような支援策を講じるべきですが、見解を求めます。

次に、農業従事者の後継者育成と災害対策での支援策の充実についてです。

昨年の台風被害で、もともと後継者不足の農業が継続できるかどうか問われています。家族農業でも若者も頑張っていることを受けとめ、支援が求められますが、見解を求めます。

災害対策は、収入保険だけでなく、市として農業を継続できる経済的な支援、人的な支援を求めます。お答えください。

次に、都市行政について。

市営住宅についてです。

市営住宅は、低廉な家賃で年金生活者や若者の単身者を初め、障害のある方も気兼ねなく暮らせるよう対策を講じる必要があります。エレベーターのない3階以上の上層階の空室に、単身の若者が入居できるよう推進することを求めます。

エレベーターのない団地にエレベーターを設置するなど、バリアフリー化住宅の改修を進め、建てかえを待たずに進めていくべきではありませんか。

次に、デマンドタクシーなどについてです。

高齢者、障害者の移動支援で輸送サービスを行う福祉有償運送事業者の立ち上げ、運営経費の助成をモデル的に実施され、デマンドタクシー実現を含めた交通ネットワークを検討するため、千葉市地域公共交通活性化協議会が立ち上がっていますが、地域での足の確保は緊急の課題です。

デマンドタクシーの早急な実施を求めます。

そのほか、あらゆる交通資源を生かした対策を求めます。お答えください。

次に、建設行政について。

土木事務所予算についてです。

災害対応を初め、防災・減災、安心・安全のまちづくりのためにも、身近な道路整備など土木事務所予算は暮らしに欠かせないものです。

土木事務所の予算は、昨年77億5,700万円から80億9,500万円に増額されましたが、安心できるまちづくりのためにさらに増額を求めますが、お答えください。

最後に、教育行政についてです。

新年度予算では、教育環境整備として、学校施設の大規模改造、外壁改修、トイレ改修、エアコン整備工事が計上され、エアコン設置はようやくできると関係者から期待されています。

学校教育の充実として、専科指導の非常勤講師を40人増やし60人に、我が党が要望した部活動指導員を45人増やし55人に、スクールロイヤー整備、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの拡充など、教員の負担軽減になる対策も講じられています。

しかし、現場では、朝の7時前から夜の10時まで働く職員、子育て中の教員は自宅に持ち帰って残業し、倒れるのではないかと心配の声も寄せられています。今年度、病休者は100人く

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

らいを推移しており、若い教員の退職も増えています。議案第42号での教職員の在校等時間の上限の根拠の規定を定めませんが、罰則規定がなく、守るだけの体制整備が急務です。

正規の教員を増やし、教員の負担軽減を図ることが何より必要です。市独自でも教員の確保をし、子供たちにわかる授業を実践できるよう求めます。

教員の変形労働制は、問題を解決するどころか、平日の長時間労働を固定化、助長するものであり、千葉市では条例化しないよう求めます。お答えください。

図書館について伺います。

千葉市では、（仮称）千葉市図書館ビジョン2040素案が昨年12月に示され、2月の図書館協議会では3カ所ほど訂正され、翌日に答申が出されました。しかも、TRC株式会社図書館流通センターに委託は関係者から厳しく批判されています。策定の趣旨でインターネットが普及し、地域の知の拠点であるあり方を検討し、変革すると述べていますが、具体性に乏しく、戦略2040構想を背景に、千葉市が取り入れようとしたにすぎません。

現場の司書の声などを反映した内容となっておらず、窓口の民間委託や地区図書館分館の再編と称して、図書館施設の老朽化への対応として、学校等の複合化や施設規模のコンパクト化、商業施設への移転の可能性などが挙げられており、縮小していくことが懸念されます。

計画策定を民間に委託することは、問題ではありませんか。

窓口の民営化は行うべきではありません。お答えください。

地区図書館や分館は、高齢化に向けて地域でより充実した運営が求められるため、縮小、統合すべきではありません。お答えください。

老朽化した図書館の建てかえが急がれますが、どう対応するのか、お示してください。

今回の素案では、図書館の自由に関する宣言は担保されるのですか。

以上で1回目とします。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。熊谷市長。

〔市長 熊谷俊人君 登壇〕

○市長（熊谷俊人君） ただいま、日本共産党千葉市議会議員団を代表されまして、中村公江議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

初めに、国政と市民生活についてお答えをいたします。

まず、戦争のような事態になれば日本は大打撃を受けることから、国は外交努力をしていくべきと考えるが、見解はとのことですが、政府の間議決定に基づき中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けたさらなる外交努力などが行われているものと認識をしております。

次に、改憲発議に反対する活動に賛同すべきではないかとのことですが、憲法改正については、それぞれの考えがあつてしかるべきであり、憲法に基づき広く国民的議論を経た上で、国民投票により決まるものと認識をしております。

次に、桜を見る会について徹底的に真相究明を求めていくべきではないかとのことですが、桜を見る会に関しましては、国民の理解が得られるよう、国会において説明が果たされるべきと考えます。

次に、カジノ問題についてお答えをいたします。

I Rを突然見送りとしたがその理由については、本市は、市・県両議会での推進決議や推進議員連盟の活動や昨年5月の地元企業有志の方々からの具体的な事業提案を踏まえ、本市の判断に必要な情報収集のため、民間事業者への情報提供依頼、いわゆるRFIを7月に

実施するなど、調査検討を重ねてまいりました。

そうした中、9月から10月にかけて千葉県全体を襲った史上最大級の台風や大雨などにより、市内、県内各地で多くの被災者が発生し、家屋等大きな被害が発生するという状況が生じました。また、11月に国から示された認定申請期間に関するスケジュール案が本市が想定していたものよりも短く、昨年の災害の影響もあり、このスケジュール案では、関係者との調整や法に定める手続に十分な時間をとることができないものと判断をいたしました。

本市としては、IRについて誘致ありき、反対ありきではないとのスタンスから検討を重ねてまいりましたが、こうしたさまざまな観点から総合的に判断し、今回の国から示されているスケジュールでのIRの誘致は行わないこととしたものであります。

次に、中国企業の500.com社と、いつどこで、誰と誰から要請を受けて、何を話したのか及び面会だけだったのか、パーティーに参加したことがなかったのかについては、関連がありませんのであわせてお答えをいたします。

昨年1月8日に、市長応接室で職員同席のもと、白須賀衆議院議員の紹介で同社の方と面会をいたしました。その際に、IR事業者を紹介したいということから、1月18日に同じく職員同席のもと、ゲンティングループを紹介され、それぞれの会社の事業説明を受けておりますが、これ以外には、500.com社と面会などの接触はありません。

次に、市へ情報提供した8事業者名について公表しないのかとのことですが、本市が昨年実施した民間事業者への情報提供依頼では、事業者が非公表を希望した場合は、社名も含め内容を非公表にすることを条件として情報提供を受けております。現在、公表の可否について各事業者を確認を行っており、そこで公表することに同意を得られた場合は、現在取りまとめている報告書の中で公表することになります。

次に、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案に対する見解についてですが、法案については、立法府である国会において、しかるべく審議が行われるものと承知をしております。

次に、全世代型社会保障についてお答えをいたします。

財界の負担を減らし、全世代を切り捨てる社会保障のあり方では、市民の健康、福祉は後退すると思うが、見解を求めるについてですが、年金、医療、介護など社会保障全般にわたる各制度については、我が国において急速に進む少子・高齢化の中にあつて、将来にわたり持続可能で、全ての世代が安心できる制度としていくためには、見直しも必要なものと認識をしております。

しかしながら、制度の見直しに当たっては、少なからず市民生活に影響を与えることも考えられるため、地方公共団体の意見を十分反映することを政令指定都市として要望するなど、引き続き国に働きかけてまいります。

また、本市においては、今後も施策の選択と集中の中で、限られた財源を効率的に配分し、市民生活及び市民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、予算編成のあり方についてお答えをいたします。

まず、地方消費税交付金の福祉財源としての活用方法についてですが、地方税法により、地方公共団体における消費税の収入については、社会保障関係経費に活用することとされており、昨年10月からの消費税率引き上げに伴う、本市の来年度における地方消費税交付金の増額分約32億円につきましては、幼児教育、保育の無償化のほか、保育士や介護人材、障害福祉人材の

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

処遇の改善、さらには、所得の低い高齢者の方の介護保険料の軽減に係る財源として活用することとしております。

次に、市民への負担増となる公共料金値上げを中止すべきとのことですが、公共料金については、市民の負担の公平性の観点や受益者負担の原則を踏まえ、市民生活に与える影響などを考慮しつつ、必要最小限の見直しを行うものであり、引き続き適正化に努めてまいります。

次に、質の悪い福祉カット、市民いじめをやめるべきとのことですが、多様な市民ニーズに的確に対応し、限られた財源をより緊急性、必要性の高い事業に効率的に配分するため、市民生活に与える影響を考慮しながら、市民の皆様の御理解と御協力のもとで、事務事業の見直しを行っていく必要があるものと認識をしております。

次に、緊急性の乏しい大型開発を見直し、教育予算の増額と市民生活、福祉に回すべきとのことですが、大型開発の実施に当たりましては、これまでも、緊急性、必要性の観点から可能な限りの見直しを行ってきたところであり、また、都市の活力、魅力の向上を生み出し、本市の持続的発展に資する事業については、財政健全化とのバランスを踏まえつつ着実に推進していく必要があるものと考えております。

なお、新年度予算では、教育、子育て、医療、介護の分野を中心に市民生活の向上に資する事業について重点的に財源を配分することとしており、引き続き、未来に向けて選択と集中の観点から真に必要な施策への効率的な投資に努めてまいります。

次に、感染症対策についてお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルスの感染を拡大させないための取組についてですが、市民に対しては、市ホームページや区役所窓口などに配架したリーフレットにより、感染予防策など正しい情報の周知に努めております。また、本年1月31日には、国からの要請を待たずに専用の電話相談窓口を設置し、市民からの相談に応じております。

検査体制については、医療機関において新型コロナウイルス感染の疑いがある患者の受診があった場合は、保健所に連絡を受け、直ちに検査できるよう、環境保健研究所の体制を整えております。

新型コロナウイルスは、現在のところ、基礎疾患のある高齢者などで重症化する例が多いことから、高齢者施設などに感染予防の対策の徹底を周知するなど、感染拡大の防止に努めております。

次に、相談体制と検査についてですが、相談電話については、通常は土日を含む午前9時から午後5時となっておりますが、それ以外の緊急の場合には、保健所の緊急携帯電話に連絡が入り、24時間対応できる体制となっております。

また、検査については、37.5度以上の発熱が4日以上続くなど、2月17日に厚生労働省が発表した目安に合致する場合は、帰国者・接触者相談センターで詳しい内容を聴取した上で、設備の整っている帰国者・接触者外来で診察を行い、医師が検査が必要と判断した場合は検査を実施しております。

次に、市でもマスクを確保し、必要な医療機関、福祉施設などへの提供も行うべきとのことですが、現在、新型コロナウイルスの感染拡大等で全国的にマスク不足が広がっていることから、国においてメーカーに増産を依頼するなど取組を進めておりますが、全国的に入手困難な状況が続いております。

医療機関や福祉施設は、利用者のみならず従事者も含め感染リスクが高く、マスクの必要性

が高いことから、本市としてもできる限り提供していきたいと考えておりますが、現在のところ供給量が限られていることから、優先順位を考えながら提供してまいります。

次に、災害に強いまちづくりについてお答えをいたします。

まず、今年の台風が来るまでに倒木対策などを講じ、予想外の対策もとるべきではないかとのことですが、災害に強いまちづくり政策パッケージにおいては、街路樹や学校敷地内の樹木の伐採や土砂災害対策事業など、災害への備えに当たる事業を盛り込み、早期の対応を図るとともに、想定最大規模の降雨量に対しても、市民がみずからの判断で適切に避難できるよう、土砂災害危険箇所等でのチラシの配布や多様な手段による災害情報の収集、発信など、周知や啓発に当たる事業を盛り込んだところです。

なお、災害が発生した際においては、被害を最小限にするため、冠水等対策について一部前倒しにより対策を強化しているところであります。

次に、避難所へのスポットエアコンの導入についてですが、暑い時期や寒い時期に避難所を開設する場合において、避難者の健康を保持し良好な生活環境を確保する上で、エアコンは有効であると認識をしており、昨年の台風災害の教訓を踏まえて、停電時でも使用でき、移動も可能なスポットエアコンを若葉区及び緑区の学校各1カ所にモデル的に配置したいと考えております。

導入後は、避難所開設・運営訓練で活用するなど、避難所運営委員会と連携してスポットエアコンの冷暖房効果や使い勝手等を多様な観点から検証し、今後の方向性について検討してまいります。

次に、感震ブレイカーの設置補助が次年度は400世帯にとどまっているが、感震ブレイカーは全面的に普及を進めるべきではないかについてですが、現在、市内全域で感震ブレイカーの有効性について普及啓発活動を展開するとともに、延焼危険性が高い地域を対象に感震ブレイカー簡易タイプの無償配布及び設置補助事業を実施しております。

次年度についても、引き続き、要改善市街地としている11地区を対象に設置補助事業を実施したいと考えております。

また、今後はこれまでの実績を評価、検証するとともに、町内自治会など各方面からの御意見や御要望も踏まえ、地域が一体となった自助、共助、公助による感震ブレイカーの設置促進に取り組んでまいります。

次に、崖地近接等危険住宅移転助成の拡充についてですが、崖地近接等危険住宅移転助成制度は、国の補助制度に基づき、助成内容を除却費等の一部及び住宅購入費の利子相当額としておりますが、崖崩れの危険性がある住宅の移転を促すことは必要であると認識をしておりますので、今後の利用状況を見ながら、必要に応じて本制度の趣旨を踏まえた拡充等の可能性について検討してまいります。

次に、家具転倒防止金具の普及などの本格的な取組を検討したのかとのことですが、地震時の家具の転倒によるけがのほか、避難の際にドアが開かなくなることやストーブと家具が重なって火災が発生することなど、これまで発生した事例から見ても、家具転倒防止金具は家庭でできる大変重要な防災対策であると考えております。

このため、本市が座長を務めた九都県市地震防災・危機管轄対策部会大規模地震における有効な家具類転倒防止対策研究会において、家具転倒防止金具の重要性の周知及び普及に取り組んでまいりました。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

当研究会の取組の一つとして、本市で開催されたジャパンDIYホームセンターショーにおいて啓発活動も行ったところです。

また、九都県市を超えて全国的に家具転倒防止金具が普及するよう、内閣府への要望活動を実施したところであり、今後も、自助の取組を促進するため、国や他の自治体等と連携を図るとともに、ホームセンター等との連携を研究するなど、家具転倒防止対策をより一層推進してまいります。

次に、オリンピック・パラリンピックについてお答えをいたします。

まず、パラリンピック会場を満員にするための取組とそのレガシーについてですが、本市は、パラリンピックに向けて、これまでさまざまな広報、普及啓発活動、事業を展開してきたところであります。

特に、今年度は、パラスポーツ国際大会を3大会誘致、開催し、経済界、大学と連携した応援イベントを実施することで、市民にパラスポーツ観戦の機会と競技体験の場を提供してまいりました。これらの大会観戦者は、延べ約1万7,000人に上るとともに、平成28年度から実施をしているパラスポーツフェスタの参加者が1万人を超えるなど、多くの市民にパラスポーツに触れ、理解と関心を高めていただき、パラリンピックへの機運の高まりを感じているところであります。

また、学校教育においては、障害者アスリート学校訪問を今年度までに市立小中学校全168校で実施をしたほか、約2万8,000人の児童生徒が実際に幕張メッセでパラリンピックを観戦することとしております。

パラリンピックチケットの販売は、はがきによる申し込みが来月の13日から開始され、今後、公式チケット販売サイトや窓口での販売が実施されることから、多くの市民が幕張メッセで観戦されるよう、引き続き周知啓発に努めてまいります。

また、パラリンピックにおける残すべきレガシーにつきましても、ハード面のバリアフリーの一層の推進はもとより、多くの市民や子供たちの心に多様性を尊重する意識が根づくことで、共生社会の実現に向け、社会変革が進み、本市が国際的に認められる成熟都市へと成長していくことであると考えております。

次に、受動喫煙対策やLGBTなどの環境整備についてですが、受動喫煙対策に関しては、法や条例の施行に伴い、受動喫煙対策の徹底を図るため、飲食店を含めた市内の全ての事業所を対象に巡回訪問を実施してまいります。

特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場周辺については、飲食店や商業施設等の事業所を集中的に巡回し、法や条例の遵守状況を確認するとともに、違反する施設には是正を求めてまいります。

また、多様性を尊重した共生社会づくりの視点から、さまざまな取り組みを行っているところですが、LGBTに関しては、一人一人の正しい理解が重要であることから、広く情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための教育や啓発活動が重要であると考えております。

このため、千葉市パートナーシップ宣誓制度について、市政だよりやチラシで周知を行うほか、男女共同参画センターにおいてLGBTに関する講座を開催するなど、理解促進を図っております。

また、市職員や教職員等に対し、LGBTを知りサポートするためのガイドラインを配布し研修を行うとともに、民間企業等においても参考となるよう公開しております。

さらに、東京2020大会の開催期間に合わせ、九都県市合同キャンペーンとして九都県市のホームページにおいて共通メッセージを掲示し、相互リンクを張るなど広域での周知を行い、LGBTの方々への配慮促進を図ってまいります。

最後に、酷暑対策や感染症対策、安全確保や緊急措置への対策についてですが、まず酷暑対策ですが、観戦者については、都市ボランティアによる水分補給などの注意喚起のほか、千葉県がクールスポットを設置し、休憩や給水できる場所を提供いたします。また、活動する都市ボランティアについても、飲料水の配布や休憩所の設置を行ってまいります。

次に、感染症対策、安全確保や緊急措置への対応については、大会組織委員会は、会場内に選手用及び観客用の医務室を設置するほか、救急車を待機させることとしており、感染症などが発生した場合には、大会組織委員会に情報を提供する連絡体制を県、市で構築することとしております。

さらに、テロ等の武力攻撃事態への対応については、的確かつ迅速に対処するため、凶上訓練や実働訓練による国民保護訓練を本年1月に実施いたしました。引き続き、大会時におけるリスク管理の徹底につつまして、大会組織委員会及び県と連携を密にして取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、病院事業管理者並びに教育長から答弁をいたします。

○議長（岩井雅夫君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木達也君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、国政と市民生活についてお答えします。

まず、オスプレイ暫定配備計画の自紙撤回を国、県に求めるべきではないかとのことですが、本市では、これまで国、千葉県及び木更津市からの情報収集に努めてまいりましたが、今後も、引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、自治体戦略2040構想について、AIの活用による業務の効率化は、職員削減を大前提とするのではなく、必要な住民サービスを行う職員の確保が重要ではないかとのことですが、AIなどの先端技術の活用は、業務の効率化ばかりでなく、市民サービスの向上につながるものであると考えております。引き続き、市民サービスを低下させずに効率的な行政運営を行うという観点から、AIや民間機能の活用等による業務の効率化を図るとともに、業務量や内容に応じた適切な職員配置となるよう努めてまいります。

次に、SDGsについてお答えします。

まず、全ての人に健康と福祉をという目標があるが、市は子供の医療費の自己負担をふやそうとしており、格差を拡大するだけではないかとのことですが、保険調剤への保護者自己負担導入は、地方単独事業として多額の財源を要して実施している子ども医療費助成制度を継続させつつ、子育て支援の充実、拡充が必要な新たな需要に制度の見直しによる財源を活用し、子ども施策全体を充実させるために、実施するものであります。

制度改正後も、現行制度と同様に経済的負担が大きい市民税所得割非課税世帯は、自己負担額を無料とするなどの配慮をしつつ、子供の健康維持という制度の趣旨が損なわれない範囲で、必要最小限の御負担をいただくことについて、引き続き、受給世帯の保護者や医療機関に対して丁寧な説明に努めてまいります。

次に、SDGsは平和が大前提であり、核兵器廃絶を掲げていくことが必要ではないかとの

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

ことですが、本市は、核兵器などによる戦争への脅威をなくし、市民共通の願いである世界の恒久平和を求め、平成元年に平和都市宣言を行っており、今後とも核兵器のない平和な世界の実現を目指し、市民の皆様には平和都市宣言への理解を深めていただけるよう取り組みを進めてまいります。

次に、公立病院についてお答えします。

まず、公立・公的病院への再検証要請を撤回し、地域医療拡充を求めるべきとのことですが、病床の削減ありきで議論を進めることは好ましくないと考えており、地域の病院のあり方については、地域の実情やそれぞれの病院の果たしている役割などを十分に踏まえ、地域医療構想調整会議の場等での議論を経て合意されるものであると考えております。

次に、特徴ある医療展開をしている病院の必要性を国、県に働きかけるなど対応すべきとのことですが、地域により公立・公的医療機関の果たす役割は異なっていることから、全国一律で再編、統合を進めるのではなく、地域の実情に合わせ、地域の医療機関等からの意見も丁寧に聞きながら議論を行っていくべきであることを先般開催された地域医療構想調整会議において、本市として意見を述べたところであります。

今後も、地域において必要な医療体制が確保できるよう求めてまいります。

次に、女性の真の活躍についてお答えします。

まず、令和7年度の女性登用率30%という目標に向けた取組についてですが、管理職として必要なマネジメント能力の向上を図るための計画的な育成、ロールモデルとなる女性職員の活躍事例の共有などによる意欲喚起やキャリア形成支援、さらには時間外勤務の縮減や休暇の取得促進などによる働きやすい環境整備など、女性職員の活躍に向けた課題の解消に向け、積極的に取り組んでまいります。

また、女性の管理職登用を進めていく中、局長職にふさわしい能力や意欲を有する職員については局長職に登用してまいります。

次に、長時間労働を減らし、男女均等待遇を実現して、人間らしい働き方を保障することが登用後の定着につながると思うが見解を求めるとのことですが、時間外労働については、これまでも新・仕事ダイエットや働き方向上宣言などの取組により縮減に努めてまいりました。昨年10月からは、新たに時間外勤務の上限規制を導入し、より一層の縮減に取り組んでおります。また、職員の能力や意向などを踏まえ、性別にかかわらず各種政策・事業立案部署への配置や外部研修への派遣などを行っております。

このように、職員の能力や意向を踏まえた配置や仕事と家庭生活の両立が可能な職場環境づくりに取り組むことで、管理職を初めとするポスト職への登用後においても、男女を問わず、安心して働くことが可能となり、その結果、職員のモチベーションも向上し、ポスト職への定着を図ることができるものと考えております。

次に、職員待遇についてお答えします。

非正規から正規へ切りかえるなど、正規職員の増員を求めるとのことですが、職員の体制については、これまでも業務量や内容に応じて、常勤職員だけでなく非常勤職員等も含め、全体として適切な職員配置となるよう努めております。

また、今年度当初に、平成31年4月から令和5年4月までの4年間を計画期間とし、児童相談所などの充実強化や職員の働き方向上などのため、職員の増員に向けた新たな千葉市定員適正化計画を策定したところであります。

引き続き、市民サービスを低下させずに効率的な行政運営を行うという観点から、業務量や内容を踏まえ、適切な職員配置となるよう努めてまいります。

次に、市制100周年についてお答えします。

式典だけでなく、市民のより主体的な力を引き出す取組についてですが、市制100周年の取組については、本市にかかわる全ての人々が都市の歩みを知り、未来について考え、行動する機会としたいと考えております。市民の活動を記念事業に位置づける認証制度の活用などにより、誰もが市制100周年に主体的にかかわることで、まちづくりに参加する機運を醸成してまいります。

次に、ジェンダー平等についてお答えします。

まず、ジェンダーギャップ指数についてですが、今回の結果については、昨年度と比べ順位が低下しており、他国と比較して女性の社会参画が厳しい現状が示されているものと認識しております。

本市においては、ちば男女共同参画基本計画の基本目標の一つであるあらゆる分野における女性の活躍として、政策方針決定過程への女性の参画の拡大や雇用の分野における男女共同参画の推進に係る施策を掲げ、附属機関への女性委員の登用促進、男女共同参画推進事業者登録制度及び女性の活躍推進やキャリア形成に関する講座の開催等の事業を進めているところですが、目標値の達成が難しい事業が多い状況であることから、今後もより一層の取り組みを進めてまいります。

次に、国へ刑法改正を求めることについてですが、性犯罪をめぐる刑法の改正については、平成29年7月に施行され、附則において、施行後3年を目途に施策のあり方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることが規定されていることから、国において十分議論、検討されるものと考えており、今後、国の動向を注視してまいります。

次に、ワンストップ支援センターへの補助金の増額支援についてですが、ワンストップ支援センターについては、国の男女共同参画基本計画において、性暴力被害者の負担の軽減や被害の潜在化防止のため、本年中に各都道府県に最低1カ所とする設置目標が掲げられており、千葉県では、現在、千葉性暴力被害支援センターちさとも、この役割を担っています。

被害者支援のあり方及び支援の充実等については、千葉県、千葉県警察、本市及び同センター等関係機関により、千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会において検討しているところであり、その検討状況を踏まえ対応してまいります。

次に、ハラスメントが防止できる体制の充実についてですが、セクハラ、マタハラの相談件数が少ないことにつきましては、これまで実施してきた研修などの成果も出てきていると考えられますが、一方で、ハラスメントに関する相談をしにくいと感じる職員がいることも考えられますので、相談窓口が秘密を厳守することや相談者に寄り添った対応を行うことを定期的に庁内掲示板に掲載するなど、引き続き相談窓口の周知に努めてまいります。

なお、研修につきましても、適宜、内容の見直しを行う等により、ハラスメントの防止に努めてまいります。

次に、全ての職員、教職員への研修についてですが、LGBTなどに関する職員研修については、新規採用職員や管理監督職を対象とした研修のほか、夜間講座でも実施し、これまでも多くの職員が受講しているところであります。

また、教育委員会では、学校管理職、人権教育担当者、養護教諭及び生徒指導主任を対象と

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

した研修等により、LGBTなどに対する教職員の理解を深めるとともに、毎年実施している初任者研修において、LGBTなどにより生きづらさを抱えている子供たちへの対応の仕方等についての研修を取り入れているところであります。

今後も、研修受講者が研修内容を他の職員及び教職員に伝達するなどして、LGBTなどに対する理解促進に努めてまいります。

次に、学校での性別に関係ない制服の導入を進めることについてですが、学校においては、生徒や保護者の意向に沿った上で、スラックスやネクタイ、リボン等の着用を選択できるようにしているところもあり、生徒一人一人の心情に配慮した対応に努めております。

また、LGBT/SOGIへの理解が進む中、制服のあり方についての検討が必要となってきたことから、昨年8月に学校管理職や養護教諭等、学校現場の教職員も交えた制服のあり方検討委員会を設置し、制服に関する生徒のニーズ調査を実施するとともに、制服の採用の仕方等について意見交換を行っているところであります。

今後、各学校において、生徒主体で適切な制服を採用し運用していけるよう、制服のあり方についての基本的な考え方の取りまとめに向け、検討を進めてまいります。

次に、信号機設置についてお答えします。

県への働きかけと同時に本市独自での対策を講じることについてですが、信号機の設置については、必要性、緊急性の高い場所等に信号機の整備を進められるよう、引き続き千葉県警察に働きかけてまいります。

また、交通事故多発箇所などについては、警察、本市及び関係機関が参加して共同現地診断を行っており、交通事故の原因を検証、分析し、対策を実施しているところであります。

次に、介護保険についてお答えします。

まず、介護サービス利用料の負担の引き上げ、要介護1、2の生活援助の保険給付からの除外、ケアプラン作成の有料化及び補足給付の見直しについての御質問につきましては、関連がありますのであわせてお答えします。

国の社会保障審議会において、昨年12月に取りまとめられた介護保険制度の見直しに関する意見では、介護サービス利用料の1割から2割への負担の引き上げ、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行、ケアプラン作成の有料化の実施が見送られたところであります。

また、補足給付については、補足給付第3段階の年金収入額を保険料の所得段階と合わせて二つに分けるなどの案が提案されておりますが、具体的な内容は今後示される予定であり、その動向を注視してまいります。

これらの議論や改正内容は、介護保険制度を持続可能なものとしていくために、所得に応じて一定の負担をしていただく必要があることなどから行われているものと認識しております。

次に、介護職員の待遇改善を国に求め、本市独自の対策を講ずるべきではないかとのことですが、介護職員の待遇を改善する目的で、報酬に上乘せする加算制度として処遇改善加算があります。

本市における処遇改善加算の取得状況は、本年2月現在、1,783事業所のうち約94%の事業所が取得しております。

さらに、昨年10月からは、新たに経験、技能のある職員に重点化した特定処遇改善加算が創設されたことから、対象となる事業所に対して、この加算に関する情報提供を随時行ってきたほか、介護職員の待遇改善のため、多くの事業所がこの加算を取得できるよう助言等を行って

いるところであります。

また、本市独自の対策を講じる予定はありませんが、介護職員の確保のために、他の政令市とともに、国に対して介護職員の待遇改善等の対策を要望しているところであります。

次に、認知症の当事者と家族等への支援についてですが、認知症につきましては、当事者や家族が気軽に集まり、互いの悩みを打ち明け、相談できる交流の場が必要であると考えております。

そこで、本市では認知症カフェの設置を促進するため、設置、運営費用の一部助成や交流会の開催、カフェにする広報などを行っております。

また、認知症の方も地域を支える一員として活躍することで、生きがいを持って生活していくことができるため、認知症の方も登壇して行う講演会や悩みを共有するための認知症の方同士の交流会を開催し、社会参加を促しております。

さらに、介護者の負担軽減や地域における認知症に対する理解の促進を図るため、認知症の方を介護している家族等を対象に、認知症に関する正しい知識や介護方法等の習得及び介護者同士の交流を目的とした研修を開催しております。

これらの地域での取組をさらに推進するため、認知症サポーター向けのステップアップ講座を開催し、認知症の状態に応じたコミュニケーションのとり方や実践を学ぶことで、認知症サポーターが地域で主体的に認知症にかかわり、認知症高齢者に優しい地域づくりを進めていきたいと考えております。

次に、国民健康保険についてお答えします。

まず、一般会計からの繰り入れによって保険料を引き下げることについてですが、本市では、平成29年度に累積赤字を解消し、30年度以降は、広域化や公費拡充の効果もあり、一般会計からの収支不足の繰り入れがなくなり、本来あるべき姿となっております。

しかしながら、高齢化や医療の高度化などにより医療費の増加傾向が続き、今後も保険料の上昇が見込まれていることから、保険者として実施できる歳入確保と歳出抑制の取組を推進し、保険料上昇の抑制につなげたいと考えております。その上で、今後も低所得者の負担増にも配慮しながら、必要な改定を行っていく方針であり、一般会計からの繰り入れを行い、保険料引き下げを行うことは考えておりません。

なお、国民健康保険では、低所得者に対する保険料軽減度の制度があり、毎年、対象が拡大されているほか、本市独自の減免制度も実施しております。また、本市では、より一層の公費拡充を国に要望しております。

次に、市立病院でも無料低額診療を実施することを求めるについてですが、無料低額診療につきましては、社会福祉法上の社会福祉事業と位置づけられており、税制上の優遇措置が講じられております。しかし、公立病院が実施する場合には、この優遇措置の対象とならないことから、市立病院が提供しているさまざまな政策的医療への影響等も慎重に検討する必要があります。

市立病院では、等しく患者を受け入れており、経済的困窮者に対しては、生活面や医療費などの経済面での問題について支援する医療ソーシャルワーカーなどが生活保護や高額療養費など活用できる公的制度などの相談に随時対応しております。

次に、短期保険証、資格証明書の発行をやめるべきとのことですが、短期保険証につきましては、納期限から6カ月過ぎても未納分のある方に交付しております。また、資格証明

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

書につきましては、1年以上の長期にわたって未納状態が続いており、督促や催告など何度も働きかけを行い、滞納世帯の状況把握に努めたにもかかわらず、納付交渉に応じず、納付意思が確認できないなど、やむを得ない場合に交付しているものであります。

保険料は、国民健康保険事業を支える重要な原資であり、保険料をお支払いいただいている他の多くの被保険者との公平性の観点から、短期保険証、資格証明書の交付の取りやめは考えておりません。

次に、休業補償として傷病手当、出産手当を法定給付とすることについてですが、国民健康保険法では、傷病手当金等の給付を保険者が個々の事情に応じて任意に行うことができるとされておりますが、国保財政の状況などから、本市では実施しておりません。

法定給付化については、国の動向を注視してまいります。

次に、児童虐待問題についてお答えします。

児童相談所の機能について、職員の確保をしつつ増設を求めることについてですが、職員の確保につきましては、児童虐待相談対応件数の伸び等を踏まえ、法に定める配置基準に応じて、児童福祉司を初めとする職員の増員など、人員体制の強化を図っているところであります。

また、児童相談所の体制につきましては、複雑多様化する虐待通告に適切に対応するには、施設、設備の適正な規模や機能を確保することが必要であることから、複数カ所体制を含め、さまざまな可能性について検討してまいります。

最後に、保育所整備についてお答えします。

保育の質に対して、千葉市の基準を引き上げるべきとのことでありますが、保育施設においては、国の基準により、年齢ごとの保育士の配置、嘱託医、調理員の配置等が定められており、また、栄養士の配置に対する給付費の加算により、各施設で必要とされる専門職の配置が促進される仕組みとなっております。

さらに、本市においては、保育園等の1、2歳児に対する配置について、国を上回る基準を定め、保育士等の加配に応じた補助を行うほか、保育士等給与改善事業による給与上乘せや保育士等宿舍借り上げ支援事業による家賃補助を行うなど、保育士等の経済的な支援にも努めているところであり、保育の質に対しては、一定の基準を満たしているものと認識しております。

しかしながら、積極的な保育の施設整備を進めてきた一方で、保育施設の保育の質が一様ではなく、全体の底上げが必要と考えており、今後は、保育者や保育施設等の現状を把握するための実態調査や有識者からの意見聴取等により、必要とされる基準も含め、さらなる質の向上策の検討を行ってまいります。

なお、職員の労働条件等については、労働基準監督署の所管となりますが、施設への指導監査等の過程で問題が見つかった場合には、助言、指導しております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 服部副市長。

○副市長（服部卓也君） 市長答弁以外の所管についてお答えをいたします。

初めに、武器見本市についてお答えします。

県に中止を求めるべきではないかについてですが、幕張メッセでのイベントなどの開催に当たっては、指定管理者である株式会社幕張メッセが千葉県の日コンベンションセンター国際展示場設置管理条例等に基づき、施設利用の可否を判断するものと認識をしております。

次に、地球温暖化対策についてお答えをいたします。

まず、二酸化炭素を出し続ける石炭火力は本市にも要らないときっぱり表明すべきことですが、我が国の石炭火力政策に対し、国際社会から厳しい意見があることについては承知しておりますが、石炭火力発電などを含めたエネルギー政策については、市民生活や経済活動に深くかかわっていることから、安全性を前提とした上で安定供給されることを第一とし、国において最適なエネルギー需給体制の構築について十分に検討されるべきものと考えております。

次に、実効性ある地球温暖化対策の予算化についてですが、来年度予算案では、温室効果ガス排出量の削減を一層進めるため、住宅用蓄電池設置費用助成の拡充に加え、新たに窓の断熱改修費用に対して助成するほか、住宅と電気自動車等の双方向に電気を供給することができる一般住宅用充電設備V2Hの設置助成を盛り込むなど、これまで以上に再生可能エネルギー等の導入を進めてまいります。

また、予算計上はしておりませんが、災害に強いまたづくりに向けた政策パッケージとして、民間事業者の提案により、本市の追加負担なく、全ての公民館と市立学校等に太陽光発電設備と蓄電池を導入することにより、本市の地球温暖化対策をこれまで以上に進めてまいります。

次に、粉じんについてお答えをいたします。

まず、提言をどう受け止め、JFEが発生源になった根拠についてですが、本市としましては、千葉県環境審議会の大気環境保全専門委員会において、専門的な知見に基づき解析が行われ、提言をいただいていることから、その内容を真摯に受けとめ、提言に基づいて対策を検討してまいりたいと考えております。

また、根拠につきましては、同委員会において、平成27年度から30年度までの降下ばいじんの測定データをさまざまな手法で解析したところ、寒川小学校、アリオ蘇我、フェスティバルウォーク及び千葉職業能力開発短期大学の臨海部4地点と蘇我保育所、都公園において、製鉄工場を風上とする風向きの際に、降下ばいじん量が大きくなる関係が明確に見られること、臨海部4地点における降下ばいじんの鉄とアルミニウムの成分比率に、鉄鋼工業関連特有の特徴が見られることなどが得られたことから、臨海部4地点が他の地域より降下ばいじん量が大きい要因としては、さまざまな発生源が考えられるが、その中でも製鉄工場の影響が比較的大きいものと認められるとの結論に至ったところであります。

次に、目標値の見直しについてですが、降下ばいじんの環境目標値につきましては、国においても環境基準が設定されていない中、設定されたものであり、現在は、一部の測定地点で断続的に環境目標値を超過することがあるものの、おおむね環境目標値を下回っている状況であります。

しかしながら、大気環境保全専門委員会からの提言におきまして、社会情勢が環境目標値設定当時から大きく変化していることから、見直しについて検討を行うことが望ましいとの附帯意見をいただいたこともあり、本市としましては、引き続き、他自治体の状況などを情報収集した上で、同委員会において専門家の御意見を伺いながら見直しを検討してまいります。

次に、中小企業支援策についてお答えをいたします。

本市でも高崎市のような支援策を講じるべきではないかについてですが、高崎市の取組については承知しておりますが、本市では、店舗改装や設備投資に係る環境整備については、中小企業資金融資制度の対象とし、利子補給による助成を行っているほか、国の補助金の採択に向けた事業計画書の作成支援なども行っております。また、店舗で開業する創業者に対しては、開業資金の助成などの支援メニューも整備をしております。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

引き続き、これら支援メニューの制度の周知に努め、商店等の魅力の向上に取り組んでまいります。

次に、農業従事者の後継者育成と災害対策での支援の充実についてお答えをいたします。

まず、家族農業への支援についてですが、本市の農家の多くを占める家族経営農家の持続性確保と経営環境の向上は大きな課題であることから、その後継者となる若者への支援も重要と捉えております。

これまで、農業後継者に対しては、農業経営に必要な資金の融資を受けた際の利子補給を行うなど、円滑な就農と経営の安定、向上に向け支援をしてまいりました。今後は、これに加え、農政センターの試験栽培施設を利用し、就農者向けの研修を実施するなど、農業後継者の栽培技術向上を図り、安定経営の実現を目指してまいります。

次に、災害対策についてですが、これまでも、災害により農業用施設等に被害を受けた農業者に対しては、国の補助制度を活用し支援をしてまいりましたが、今年度からは、農業経営の安定を図るため、収入保険制度への加入を促す目的で、初年度掛金の一部を助成しております。

一方、農業者の皆様がみずから災害対策に取り組んでいただけるよう、園芸施設共済の加入や発電機の設置などの働きかけも行っております。

これらに加え、来年度からは、農政センターに貸出し用の発電機を常備し、災害発生時には、速やかに貸し出す体制を整備するとともに、農政センター職員による被害状況の早期把握及び被災農家個々に対する営農指導を確実に実施できる体制を構築してまいります。

次に、市営住宅についてお答えをいたします。

まず、エレベーターのない3階以上の上層階の空室に単身の若者が入居できるよう推進することを求めるとのことですが、市営住宅は、住宅に困窮する家族世帯で、収入要件に該当する方や単身であっても高齢者、障害者等で収入要件を満たす方、及び生活保護受給者については、入居することができます。

本市では、まずは、この条件に該当する方に市営住宅を供給することが必要であると考えており、若い単身者への住宅提供については、現在のところ考えておりません。

一方で、エレベーターのない上層階で長期間にわたって空室となっている住宅については、課題であると認識しておりますことから、この対応については、国や他都市の動向を注視してまいります。

次に、エレベーターのない団地にエレベーターを設置するなど、バリアフリー化住宅の改修を進め、建てかえを待たずに進めていくべきではないかについてですが、本市のエレベーターのない団地は、大部分が共用階段から直接住戸に出入りするいわゆる階段室型で、エレベーターを設置する場合は階段ごとに設置することとなり、一般的に行われている階段の踊り場に接続する方式では、完全なバリアフリーとはなりません。

新たに各階に廊下を増築し、エレベーターを設置する方法もありますが、多大な費用がかかるほか、敷地利用に大きな制約がかかります。

こうしたことから、千葉市営住宅長寿命化・再整備計画に基づき、住戸内の手すり設置や既存住棟周りの段差解消など、必要な改修を計画的に行ってまいります。

次に、デマンドタクシーなどについてお答えをいたします。

まず、デマンドタクシーの早急な実施についてですが、路線バスとの役割分担や運転手不足などの課題があることから、アンケートやヒアリングなどにより、地域や事業者が抱える課題

や問題点等を十分に把握する必要があると考えております。

また、協議会やバス事業者などを交えた部会などで、地域公共交通網形成計画の策定に向けた検討会を進める中で、持続可能な交通手段の一つとして、デマンドタクシーの必要性について議論するとともに、今後、交通不便地域の代表的な地区を抽出し、住民の皆様との意見交換などにより、地域特性に応じた移動支援策を具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、あらゆる交通資源を生かした対策についてですが、地域の状況や意向、課題などを把握した上で、多様な交通手段の中から、持続可能な交通手段やその組み合わせについて検討する必要があることから、例えば、社会福祉法人等が営利に至らない範囲での対価で実施する福祉有償運送やデイサービスで使用している送迎車を利用した買い物支援サービス、さらには、地域の人たちで送迎を助け合う取組など、さまざまな形について検討してまいります。

最後に、土木事務所予算についてお答えをいたします。

安心できるまちづくりのためにさらに増額を求めることについてですが、新年度予算案では、市民の皆様の御要望に応えるための道路維持費や舗装・側溝改良費などのほか、これまでの台風被害などを踏まえ、災害に強いまちづくりを推進するため、電線共同溝整備費など、防災、減災に資する予算を増額しております。今後も、安心できるまちづくりのため、必要な予算を確保し、道路の適切な維持管理及び災害対応力の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（齋藤 康君） 公立病院についてお答えします。

まず、市立病院の赤字が続くとアンケートで強調したが、アンケートで寄せられた市民の声をどう受け止めているのかについてですが、市立病院の役割や機能、体制などに対する市民の意識について幅広く調査することを目的として、無作為に抽出した市民3,500人を対象にアンケートを実施し、1,408人の方から回答をいただきました。

市立病院の利用経験の有無やお住まいの地域、世代にかかわらず、いろいろな方々から回答をいただき、改めて幅広い市民の関心の高さを認識したところであります。

このアンケートでは、夜間も含めた緊急搬送の受入れやリスクの高い出産、子供の医療など、採算をとるところが難しい医療を提供する市立病院に対して、現状程度の税金による支援を続けることはやむを得ないと回答された方が全体の約6割を占め、市民の皆様の税金で運営されている市立病院に対する期待のあらわれと認識しています。

一方で、市立病院が将来にわたって安定的に医療を提供し続けるには、健全な経営にも配慮していく必要があります。継続的に両市立病院や他の医療機関との役割分担を踏まえた診療体制や診療機能を検討するとともに、経営の健全化に向けた取組を行っていくことも重要と考えております。

次に、千葉市の高齢者の人口ピークは2050年であり、今後、将来推計と受療動向は変化していくと思われることに対する見解についてですが、精神疾患を除く市内の将来推計入院患者数は、在院日数の短縮や介護サービスの充実などから、入院受療率の低下が一定程度進むことを見込んだ場合であっても、2015年の1日当たり5,650人から増加し、2025年から2045年にかけては6,800人から7,000人程度で推移することが見込まれています。

しかし、今後の医療政策の動向や医療技術の進歩、市内の他医療機関の動向などにより、市民の受療動向が変化し、市立病院に求められる医療の内容も変化することが十分に考えられま

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

す。このため、市民の医療ニーズの変化を的確に捉え、市民が必要とする医療を地域で切れ目なく提供できるよう地域の医療機関と連携、役割分担をし、医療提供体制の確保に努めていくことが重要と考えております。

次に、海浜病院は、今後も診療科目と救急体制の充実をしていくべきではないかについてですが、海浜病院では、高齢化の進展に伴い救急搬送件数が増加傾向にあることから、今年度に救急科を新たに設置して救急受入れ体制の強化を図っております。

また、平成27年度から心臓血管外科手術を行っておりませんでした。新生児から成人までの先天性心疾患を中心とした心臓血管外科診療の提供に向けて準備を進めております。

新病院においては、地域の高齢者に必要な循環器疾患、脳神経疾患、整形外科系疾患などの対応強化を図るとともに、救急医療体制の充実を目指してまいります。

最後に、産婦人科と小児科の入院機能は、集約ではなく青葉病院でそのまま受け入れるようにしていくべきではないかについてですが、日々の診療に影響がないよう、より高度で専門的な医療を安定的に提供できる体制を構築していくことが重要と認識しております。

このため、青葉病院の産婦人科及び小児科の入院診療においては、産科医の成り手が少なく全国的に見ても医師不足にあること、近年減少傾向にある患者数の推移などを踏まえて、新病院に集約することとしたものであります。

なお、外来診療については引き続き維持することを検討しており、新病院や周辺医療機関と連携を図ることで、市民の医療に影響がないように対応してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 教育長。

○教育長（磯野和美君） 初めに、教職員の体制整備などについてお答えします。

まず、正規職員を増やし、教員の負担軽減を図ることが何より重要である、市独自でも正規教員を確保し子供たちにわかる授業を実践できるよう求めるについてですが、本市では、子供たちにわかる授業を実践するために、少人数教育や少人数指導を推進しており、本市独自に小学校1年生から4年生までを35人学級、5年生から中学3年生までを38人学級とし、国の基準に比べきめ細かな教育環境をつくっております。

また、学校運営充実のための非常勤職員を初め、理科支援員や図書館指導員など、専門スタッフを充実してきたところであり、さらに、来年度は専科指導のための非常勤講師やスクールサポートスタッフ等を増員する予定であります。

今後も、国に対し基礎定数の改善を要望するとともに、本市独自の専門スタッフの最適化に取り組み、教員の負担軽減を図り、子供たちと向き合う時間を確保することにより、わかる授業の一層の推進に努めてまいります。

次に、教員の変形労働制は、問題を解決するどころか、平日の長時間労働を固定化、助長するものであり、千葉県では条例化しないよう求めるについてですが、学校における働き方改革が急務となる中、変形労働時間制は、教員の働き方の選択肢の一つではありますが、まずは、教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間を適切に管理していくことが重要であると認識しております。

このため、本定例会に提案している千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行い、教員の在校等時間の上限等に関する方針を規則において定めるとともに、学校業務の効率化や人員配置の工夫などにより、教員の勤務時間の適正化に積極的に取り組んでいきたい

と考えております。

今後も、学校における働き方改革プランに基づき、専科指導のための非常勤講師やスクールサポートスタッフ配置の最適化などの取組を着実かつ効果的に進めつつ、変形労働時間制の導入については、学校現場の実情に即して適切に判断してまいります。

次に、図書館についてお答えします。

まず、計画策定を民間に委託することについてですが、計画の策定に当たっては、本市のみならず、全国的な視点も踏まえて検討するため、図書館業務に精通し、ノウハウを有する事業者を活用することとしました。さらに、本市独自の視点も重要であることから、千葉市図書館協議会に諮問し、今後の図書館のあり方について議論していただくとともに、シンポジウムや有識者インタビューにより、多様な意見を聴取しながら策定を進めてきたところであります。

次に、窓口の民営化についてですが、今後、人口減少とともに、労働力人口が減少していく中で、限られた予算の有効活用や新たな事業に貴重な人材を振り向けていくためには、民間事業者を活用していくことも有効な手段の一つであると考えております。

なお、民間委託化を進めるに当たっては、関係部局や関係機関と協議を行った上で、慎重に検討してまいります。

次に、地区図書館や分館の縮小、統合についてですが、千葉市図書館ビジョン2040（案）において、地区図書館は、特定分野の専門的な資料をそろえた図書館として再編し、分館は、組織体系や利用ニーズなどを総合的に勘案し、サービスの内容の限定化を図るほか、利便性の高い場所へのサービスポイントの設置を進めることとしており、誰もが利用しやすいサービス環境の充実に取り組んでまいります。

次に、図書館施設の老朽化への対応についてですが、千葉市公共施設等総合管理計画が示す基本方針や資産の総合評価などを踏まえるとともに、利用ニーズの動向や地域に必要な知の拠点としての機能などを整理した上で、学校との複合化、施設規模のコンパクト化、商業施設内への移転の可能性等について検討を進め、図書館施設の老朽化に適切に対応していきたいと考えております。

最後に、図書館の自由に関する宣言は担保されるのかについてですが、図書館の自由に関する宣言において、図書館は、基本的人権の一つとして知る自由を持つ国民に、資料と施設を提供することを最も重要な任務とすることとされており、この理念を尊重しつつ、引き続き、資料収集の自由、資料提供の自由のほか、利用者の秘密を守ることなどを実践してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 中村公江議員。

○36番（中村公江君） 2回目を行います。

まず、武器見本市の問題についてなんですが、さきの11月に配布された公式ガイドブックで、日本国憲法が一部改正されたとの重大な虚偽記載を防衛省は市民側が指摘するまで知らなかったことが明らかになりました。防衛省はあわてて、主催者に事実と異なると連絡をし、主催者は、今後は、事前チェックを徹底すると答えたという、ノーチェックだったことがはっきりしています。このようなずさんなことが起こっていたわけで、開催市となっている千葉市がきちんと指摘すべきだということを申し添えておきたいと思えます。

次に、ジェンダー平等では、内閣府の資料で審議会委員への女性の登用について、都道府県と政令市が目標値の設定を示しており、千葉市では2021年度までに38%と掲げていますが、

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

26.8%です。北九州市では、既に52.5%と過半数であり、千葉市は政令市のワーストで、北九州市の半数となっています。SDGsでもジェンダー平等を掲げており、千葉市の取組の遅れは深刻ですから、早急に全庁を挙げて対策を講じるよう求めておきます。

次に、カジノ問題についてです。

カジノ問題では、災害の問題やスケジュールなどを理由に見送っていたとしていますが、既にさきの12月議会でも議論し、わかっていたことです。市民の多くは、国会議員が逮捕され、千葉市は大丈夫なのか、企業との接触で問題がなかったのか、疑問を感じています。

日本のカジノへの参入を狙い、アメリカの大手カジノ企業による日本の国会議員や地方自治体に対するロビー活動が活発化していたようです。アメリカでは、海外腐敗行為防止法に賄賂禁止規定があり、利益供与額がたとえ少額であっても処罰すると言われていました。

日本の政治資金規正法でも、外国人または外国企業からの寄附は禁じられており、違法性がないのかどうかを市民にきちんと説明する必要があります。

千葉市でIRに関する面談記録を取り寄せましたが、2017年度から2019年度までで18回にわたって多くの事業者と市長、副市長、市職員が面談していたことがわかりました。新日本建設株式会社などは6回にもわたって面談しています。こうした事業者の役員などが市長のパーティー券を購入するようなことがあるのか、お答えください。

カジノは今回見送りとしていますが、断念していません。しかし、カジノは、ギャンブル依存症をさらに増やし、治安を悪化させ、マネーロンダリングを封じる保障がありませんから、今後もきっぱりと断念すべきです。お答えください。

次に、市民への負担増について伺います。

千葉市では、急ぐ必要のない大型開発については、真に必要な事業だと正当化していますが、市民への負担増をしていくことは最小限の見直しだとしています。しかし、今回、子育て世代にとっては負担の増ばかりではありませんか。

例えば、3歳未満児の保育園のお子さん、小学校のお子さんがある家庭では、土曜日の保育時間の延長を利用し、子どもルームの値上げだけでも月額4,700円の負担増となり、その上、お子さんが病気になれば、医療費は倍増し、1カ月に3回受診するだけで900円の負担増となり、月額5,600円の負担増となります。課税者であっても共働きで出費がかさめば、日常生活はかなり厳しい実態があります。昨日、子ども医療費、薬局の窓口負担撤回を求め、子育て中のお母さんと党市議団で市に第1次分として2,960筆を届けました。子育て支援は経済的な負担の軽減が何より必要であり、このような子育て支援に逆行する負担増は中止すべきです。お答えください。

生活保護を受けている市民は、保護費が減り、日々つましく暮らしているのに、とてもこれでは生きていけないと自殺未遂をする方もあります。親の介護でケアつきの入院では、月額30万円もかかり、親の年金だけでは支払えず、40代の息子は仕事を辞め、介護をしています。このように健康で文化的な最低限度の生活を営む権利という生存権とは、ほど遠い暮らしをしている市民がたくさんいらっしゃいます。

市では、こうした現状を把握しているのですか。

市では、2018年度から在宅高齢者などのおむつ給付費や心身障害者福祉手当をカットしましたが、おむつカットなどで3,702万円削減し、その分の活用は2,501万5,000円にとどまり、心身障害者福祉手当は2億3,790万4,000円の削減に対して、1億5,575万1,000円の活用と、見直

した全額が活用されていません。

子供の医療費の負担増が学校のエアコン代に使われたら、就学前の保護者はどう感じるでしょうか。子どもルームの利用料も指導員の待遇改善のため、生活保護を受けている方の下水道使用料の減免も、生活保護世帯の学習支援と言われて、それぞれ待遇改善や前向きな事業を行っても、当事者同士の対立を生み手放しで喜べない、「質の悪い」ではなくて「たちの悪い」なんですけど、たちの悪いカットをし、負担増を押しつける、こんなやり方で値上げを正当化することに市民は怒っており、認められません。

このような当事者同士の対立をあおるようなたちの悪い負担増、カットはやめるべきです。お答えください。

最後に、新型肺炎、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

政府は、2月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部で基本方針を出しました。感染の流行を早期に終息させるために、感染拡大防止対策をあらゆる分野で講じることが求められています。市民はどんなタイミングで受診し、何に気をつけて暮らしていけばよいのか、連日テレビで報道されていますが、冷静かつ正しい行動がとれるように、市民や企業への正確な情報提供が求められています。

市として、現時点でのネットや紙の情報も含めて、わかりやすく広報していくことを求めます。

青葉病院を初め、一般の医療機関でも、こうした感染症対策への検査や治療などを講じることが今後も求められています。

感染症患者の受入れのためのベッド確保など、民間医療機関での受け入れ体制のため、財政措置を抜本的に講じるよう求めていくべきですが、見解を求めます。

次に、学校現場についてです。

新型肺炎は、千葉市でも中学校の先生が感染し、休校措置をとり、全教職員の健康管理をチェックされました。感染した教員は、発熱していても勤務し、長時間の労働環境が問われており、市民が心配しています。受験生も保護者も受験を目前に控え不安が大きく、試験会場を別室にする対策が検討されています。

今後の感染者拡大防止と子供の命と健康を守る観点から、市内小中学校の休校措置や春休みの前倒しや卒業式の簡略化など、市民の声が寄せられています。どう対応されますか。

当該の中学校関係者がいわれのない差別やいじめに遭うことがないように、関係者の中でのより一層の配慮が求められますが、見解を求めます。

これ以上感染しないよう、体調の悪い職員は休む体制を整えるなど、対策を講じていくことを求めます。見解を伺って、2回目を終わります。

○議長（岩井雅夫君） 熊谷市長。

○市長（熊谷俊人君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

初めに、カジノ問題についてお答えをいたします。

まず、面談した事業者の役員などが市長のパーティー券を購入するようなことがあるのかについてですが、購入者については個別の公表は行っておりませんが、法令に従い政治資金収支報告書に記載し、適切に処理しております。

次に、カジノは今後もきっぱりと断念すべきとのことですが、この30年で培われてきたMICE機能等を含め、今後どのように幕張新都心を機能強化し更新を図っていくのか、その将来

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

像や取組の方向性について、現在、幕張新都心将来ビジョン策定の中で検討を行っており、本市及びその圏域、さらには県内経済全体を牽引していくために、幕張新都心をどのように成長させていくかといった将来のあり方を検討していく中で、I Rも含めた有効な戦略について研究していきたいと考えております。

次に、市民への負担増についてお答えをいたします。

まず、子育て支援は経済的な負担軽減が何より必要であり、子育て支援に逆行する負担増は中止すべきとのことですが、保育所等の延長保育料については、週5日以下の利用者負担額は変更せず、新たに開始する土曜日の延長保育も含めた週6日利用の料金を新設したものであることから、負担増には該当しないものと考えております。

また、子どもルーム利用料の改定については、多様な利用者ニーズへ対応するため、土曜開所時間の延長や安全・安心を確保するための入退所管理システムの導入など、利用者サービスの向上を図るものとしております。

さらに、保険調剤への保護者自己負担導入は、子ども医療費助成制度を継続させつつ、子育て支援の充実、拡充が必要な新たな需要に、制度の見直しによる財源を活用し、子ども施策全体を充実させるため実施するものであります。

なお、いずれの制度も、生活保護受給世帯や市県民税非課税世帯に対する軽減措置を引き続き設けるなど、経済的な負担軽減にも配慮しております。

今後も、多様化する子育て支援に的確に対応することで、本市で生み育ててよかったと思えるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、生活保護を受けている市民の現状を市は把握しているのかとのことですが、平成30年10月から3年間かけて段階的に行われている生活保護基準の見直しにおいて、最大で5%減額となっております。

国では、最低限度の生活に必要な水準を検証、検討するための手法などについて、昨年3月に有識者を構成員とした生活保護基準の新たな検証方法の開発等に関する検討会を設置し、現在、議論が行われているところであり、その動向を注視してまいります。

次に、たちの悪い負担増、カットはやめるべきとのことですが、今後、ますます人口減少、少子・高齢化が進展していく中で、市民ニーズに的確に対応し、限られた財源を効率的に配分するため、市民生活に与える影響を考慮しつつ、事業の見直しを図る必要があるものと認識しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えをいたします。

まず、ネットや紙の情報を含めたわかりやすい広報についてですが、現在、新型コロナウイルス感染症については、さまざまな情報が報道されているところですが、感染拡大防止のためには、市民の皆様へに感染予防策など正しい情報を理解していただくことが重要であることから、引き続き、市ホームページや各区役所窓口などに配架したリーフレットによる広報を実施するほか、今後は高齢者施設等に手洗いやせきエチケット等呼びかけるポスターを配布するなど、啓発に努めてまいります。

最後に、民間医療機関での受入れ体制の強化のため、財政措置を抜本的に講じるよう国に求めていくべきとのことですが、現在は、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が発生した場合は、保健所内の帰国者・接触者相談センターが調整して医療体制の整った帰国者・接触者外来を受診し、検査の結果、感染が認められた場合は、市立青葉病院などの感染症指定医療

機関に入院することとなります。

新型コロナウイルスは、国内発生早期から次のフェーズに移りつつある段階にあり、今後、限られた医療資源で患者へ適切な医療を提供するために軽症者は一般医療機関で対応するなどの方針が国から示されたところです。

医療提供体制の維持のため必要な対策を実施するよう、他の指定都市と連携して国に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 教育長。

○教育長（磯野和美君） 学校現場についてお答えします。

まず、小中学校の体校措置や春休みの前倒しや卒業式の簡略化などの市民の声が寄せられているが、どう対応するのかについてですが、当該校については、国立感染症研究所の实地疫学専門家と保健所が共同で調査等を実施し、教職員と生徒の健康観察期間を2週間までとしたことを踏まえ、3月4日まで休校とすることとしました。

他の市立学校については、全教職員の健康状態に関する調査を行ったところ、感染の疑いがある者はいないこと、また、手洗いやせきエチケットを励行するとともに、全教職員及び全児童生徒を対象に健康チェック表による健康観察などを実施することにより、感染症の拡大防止に効果があると考えられることから、現段階では春休みの前倒し及び休校措置は予定しておりません。

卒業式については、かけがえのない行事であることを踏まえつつ、換気や消毒用アルコールの配置等の対策を行うほか、代表児童生徒への卒業証書の授与等、内容の精査や参加者を最小限にすることなどについて、各学校に通知したところであります。

次に、当該の中学校関係者がいわれのない差別やいじめに遭うことがないように、より一層の配慮が求められることについてですが、今回の事案については、学校名等の公表を控えるよう、報道機関に依頼するとともに、一般の方にはSNSで広げることがないように配慮を求めているところであります。

また、新型コロナウイルスの感染症の報道に触れ心配をしている方々も多いことから、教育委員会では、2月5日に予防の理解と思いやりの心を大切にのリーフレットを作成し、市立学校の児童生徒と保護者に配布し、啓発を図ったところであります。

なお、各学校においては、スクールカウンセラー等との連携により、新型コロナウイルス感染症に関する悩みや不安について相談できる体制を整えており、引き続き児童生徒の心に寄り添ったきめ細やかな支援に努めてまいります。

最後に、体調の悪い職員は休む体制を整えるなどの対策を講じていくことを求めるについてですが、職員は、健康チェック表を用いて、毎日健康観察を行い、風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合は出勤を控えること、また、出勤している職員についても、発熱等の症状がある場合は、直ちに退勤するよう指示することを学校長に対して指導したところであります。

また、感染の拡大を防ぐためには、疑いのある者を出勤させないことが必要であることから、職員に対し、健康管理や休暇取得の重要性を周知するとともに、授業の実施等に支障がないよう体制を整えてまいります。

以上であります。

○議長（岩井雅夫君） 中村公江議員。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第3号（2月27日）

○36番（中村公江君） 3回目です。市民への負担増については、生活保護を受けている市民の現状だけ話したわけではありません。税金を支払えばぎりぎりになって、暮らしていくのが大変だという実態を把握すれば、本来、負担増はできないということを指摘したいと思います。

カジノの問題ですが、面談した事業者がパーティー券を購入したかどうかを聞いていますが、お答えいただけないようです。共産党千葉市議団は、25日に市長あてに政治資金パーティーの収支報告書、パーティー券購入者について、3月5日までに公表していただくよう申し入れましたので、その回答を待ちたいと思います。

新型肺炎の問題では、政府が出した方針では、患者や国民、医療機関にはさまざまな要請をする一方で、国が果たすべき責任が打ち出されておらず、方針にふさわしい十分な財政措置が必要だと、私どもは指摘をしております。

医療機関の受入れ体制や検査体制の確立が重要ですし、軽度な場合の自宅療養の判断は、不安を抱える人に一定の知識を備えた人の的確なアドバイスが求められています。そうした相談体制の抜本的な拡充を国待ちにならずに対応していただきたいと思います。

また、地域経済にも打撃を与えており、資金繰りが厳しい中小企業へのつなぎ融資なども必要となっており、党としても国に求めておりますが、十分な対策を講じていくことができるよう、引き続き取り組むことを表明いたしまして、私の代表質疑を終わります。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 中村公江議員の代表質疑を終わります。

以上で、代表質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案のうち、令和2年度予算議案を除く議案第1号から第6号まで、第25号から第50号まで、及び発議第1号を配付してあります議案・発議付託一覧表記載の委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩井雅夫君） 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

次に、議案第7号から第24号までの令和2年度予算議案は、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩井雅夫君） 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

議案・発議付託一覧表を添付

○議長（岩井雅夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次会は、3月9日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後2時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

千葉県議会議長 岩 井 雅 夫

千葉県議会議員 岡 田 慎

千葉県議会議員 安 喰 初 美